

桐生市 子ども・子育て支援事業計画

子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生
【平成27年度～平成31年度】



桐生市

■ ■ ■ は じ め に ■ ■ ■

全国的に少子・高齢化や核家族化が進展している中で、桐生市は特にその傾向が顕著であり、次代を担う人材を育成することが、本市の将来にとって重要であると考えております。

本市では、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「桐生市次世代育成支援行動計画（前期計画（平成 17 年度～平成 21 年度））」、平成 22 年には「桐生市次世代育成支援行動計画（後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度））」を策定する中で、子育て支援施策を推進してまいりました。

こうした中、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月からは子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度がスタートします。新制度では、安心して子どもを産み、育てることの出来る社会の実現を目指すことを目的とし、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実等を総合的に推進いたします。

本市におきましても、新制度を円滑に遂行するため、桐生市次世代育成支援行動計画を評価・検証するとともに、0 歳から 5 歳までのお子さんを持つ保護者を対象に実施した「ニーズ調査」の結果を踏まえ、「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を基本理念とする「桐生市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画）」を作成いたしました。

これを機に、今後も子育て支援事業関係者や保護者等の皆様と一丸となり、子育て支援に取り組んでまいりますので、さらなるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画作成にあたり、長期間にわたりご審議いただきました桐生市子ども・子育て会議の委員の皆様やニーズ調査にご協力いただきました皆様並びに関係者各位に、心から感謝申し上げます。

平成 27 年 2 月



桐生市長 亀山 豊文

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の全体像	5
	(1) 子ども・子育て支援制度の内容	5
	(2) 新制度における事業の全体像	6
4	計画の対象	6
5	計画の期間	6
6	他の計画との調和等	7

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1	統計からみた本市の現状	8
	(1) 人口の推移	8
	(2) 出生の動向	9
	(3) 婚姻の動向	10
	(4) 女性の就業状況	11
	(5) 人口推計	12
2	子育て支援サービスなどの現状	13
	(1) 保育所などの状況	13
	(2) 子育て支援サービスの状況	16
	(3) 幼稚園（認定こども園（教育部分）を含む）の状況	20
	(4) 小学校・中学校の状況	21
	(5) 障害児通園施設の状況	22
	(6) 児童虐待などの現状	22
3	ニーズ調査結果からわかる現状	24
	(1) 子どもの育ちをめぐる環境	25
	(2) 保護者などの就労の状況	26
	(3) 教育・保育の利用状況と利用意向	27
	(4) 小学校入学後の放課後の過ごし方	28
	(5) 育児休業を取得していない理由	29
4	次世代育成支援行動計画の進捗状況	30
	(1) 特定事業の進捗状況	30
	(2) 特定事業以外の主な事業の進捗状況	31
	基本目標1 地域における子育て支援	32
	基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	32

基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	33
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備	33
基本目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進	34
基本目標6	子どもなどの安全の確保	34
基本目標7	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	34

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	35
2	基本的な視点	35
3	計画の基本目標	37
4	教育・保育認定及び提供区域	40
	(1) 教育・保育認定	40
	(2) 教育・保育提供区域	41
5	教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	42
	(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	42
	(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	43
	(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策	44
	(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策	44
6	量の見込みについて	45
	(1) 量の見込みの算出方法	45
	(2) 推計児童数	45
	(3) 潜在家庭類型	46
7	計画の体系	47

第4章 計画の推進方策

基本目標1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

1	教育・保育施設の充実	48
	(1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）	48
	(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）	49
	(3) 保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）	50
2	地域子ども・子育て支援事業の推進	51
	(1) 利用者支援事業（0歳～5歳、小学生）	51
	(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（0歳～2歳）	52
	(3) 妊婦健康診査	53
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（0歳）	54
	(5) -1 養育支援訪問事業（0歳～5歳）	55
	(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	55

(6) 子育て短期支援事業（0歳～18歳）	57
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（0歳～5歳、小学生）	59
(8) 一時預かり事業（0歳～5歳）	60
(9) 延長保育事業（0歳～5歳）	62
(10) 病児・病後児保育事業（0歳～5歳、小学生）	63
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の整備（小学生）	65
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	70
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	70

基本目標2 地域における子育て支援・保育サービス等の充実

1 地域における子育て支援サービスの充実	71
2 保育サービスの充実	77
3 子育て支援のネットワークづくり	81
4 子どもの健全育成	84

基本目標3 母親と乳幼児の健康の確保と増進

1 子どもや母親の健康の確保	89
2 食育の推進	98
3 思春期保健対策の充実	101
4 小児医療の充実	102

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成	103
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備	105
[確かな学力の向上]	105
[豊かな心の育成]	107
[健やかな体の育成]	109
[信頼される学校づくり]	110
[幼児教育の充実]	112
3 家庭や地域の教育力の向上	113
[豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実]	113
[地域の教育力の向上]	114
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	116

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅と良好な居住環境の確保	117
2 安全な道路交通環境の整備	117

3	安心して外出できる環境の整備	120
	[公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化]	120
	[子育て世帯にやさしいトイレなどの整備]	121
	[子育て施設の整備]	122
4	安全・安心なまちづくりの推進など	123
基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進		
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	124
2	仕事と子育ての両立のための基盤整備	126
基本目標7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進		
1	切れ目のない支援施策	128
基本目標8 子どもの安全の確保		
1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	131
	[交通安全教育の推進]	131
	[チャイルドシートの正しい使用の徹底]	132
2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	133
3	被害に遭った子どもの保護の推進	134
基本目標9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進		
1	児童虐待防止対策の充実	135
	[関係機関との連携と相談体制の強化]	135
	[発生予防、早期発見、早期対応]	136
	[社会的擁護施策との連携]	137
2	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	138
3	障害児施策の充実等	141
第5章 計画の推進体制と進捗管理		
1	計画の推進体制	148
2	計画の点検・評価などの進捗管理	148

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

■人口減少社会の到来

厚生労働省によれば、全国の合計特殊出生率※1は、過去最低まで落ち込んだ平成17年の1.26から緩やかに増加で推移し、平成25年では1.43となっています。しかしながら、出生数は過去最少を記録し、平成17年から続く人口減少社会は、さらに進展しています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月に発表した「日本の将来人口推計」(出生・死亡とも中位仮定)によると、平成22年に1億2,806万人であった総人口は、20年後の平成42年には1,144万人減少し、1億1,662万人になると見込まれています。また、この減少のうちの42%は14歳以下の年少人口の減少によるものです。

※1 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数です。今後表記される「合計特殊出生率」についても同様です。

■子どもの育ち、子育てをめぐる環境

近年、全国的には、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、身近な親族や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援を得ることが少なくなっているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、現在の子ども※2の保護者等は、兄弟姉妹の数が少ないために、乳児※3や幼児※4と触れ合う経験が乏しいまま親になるケースが増えています。

他方、社会状況をみると、依然として経済状況や企業経営を取り巻く環境は厳しく、若年男性をはじめ非正規雇用の割合は高まっています。こうした中、共働き家庭が増える一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。また、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められている中、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

一方、子育て期にある30歳代及び40歳代の男性の長時間労働者の割合は高い水準にあり、父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親

の家事・育児に関わる時間は、依然として少ない時間となっています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も増加しています。

さらに、少子化により、児童※5 数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児※6 期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

※2 子どもとは、子ども・子育て支援法第6条第1項における子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）です。今後表記される「子ども」についても同様です。

※3 乳児とは、児童福祉法第4条における乳児（満1歳に満たない者）です。今後表記される「乳児」についても同様です。

※4 幼児とは、児童福祉法第4条における幼児（満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者）です。今後表記される「幼児」についても同様です。

※5 児童とは、学校教育法における小学校に通っている子どもです。今後表記される「児童」についても同様です。

※6 乳幼児とは、児童福祉法第4条における乳児（満1歳に満たない者）と幼児（満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者）を合わせた者です。今後表記される「乳幼児」についても同様です。

■子ども・子育てを支援する新たな制度の創設

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化への対処するための少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）や子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号：平成17年4月から平成26年3月までの10年間の時限立法）等を制定し、平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）の制定のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正を含めた認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）を制定し、子ども・子育て支援新制度を創設しました。

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が

適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされています。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第 14 条第 1 項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。）を策定することとされています。

2 計画策定の趣旨

こうした子どもの育ちや子育てをめぐる環境が変化する中、子どもが安心して育まれるとともに、集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、行政や地域社会をはじめ社会全体で子どもの育ちと子育てを支援し、すべての子どもの健やかな育ちを実現する必要があります。

これまで本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成 17 年 3 月に「桐生市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年 3 月に同計画の後期計画を策定し、「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を基本理念として、次代の社会を担う子どもの子育てを、社会全体で応援することを目標とし、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。このような中、国では、現在の少子化の進行等の状況などを踏まえ、次世代育成支援対策推進法を平成 37 年 3 月末まで 10 年間延長しました。本法律では、地方自治体における次世代育成支援行動計画の策定については、子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業計画の策定が義務化されたことに伴い、任意化されました。しかし、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供する必要があります。このため、本市においては、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定する計画として、「桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■子ども・子育て支援（新制度）の意義

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。それにもかかわらず、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しさを増し、結婚や出産に希望を持ちながら、その実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々があります。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者等の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。また、親自身、周囲から様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することで、親として成長していきます。地域関係の希薄化が進む中で、こうしたいわゆる「親育ち」の過程も社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるといった人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。



3 計画の全体像

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連 3 法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連 3 法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(1) 子ども・子育て支援制度の内容

■質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園※7 制度」を改善します。具体的には、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、施設を設置するための手続きを簡素化することや財政措置の見直しを行うことで認定こども園の普及促進を図るものです。

※7 認定こども園は、「幼保連携型」・「幼稚園型」・「保育所型」・「地方裁量型」の 4 種類に分けられます。

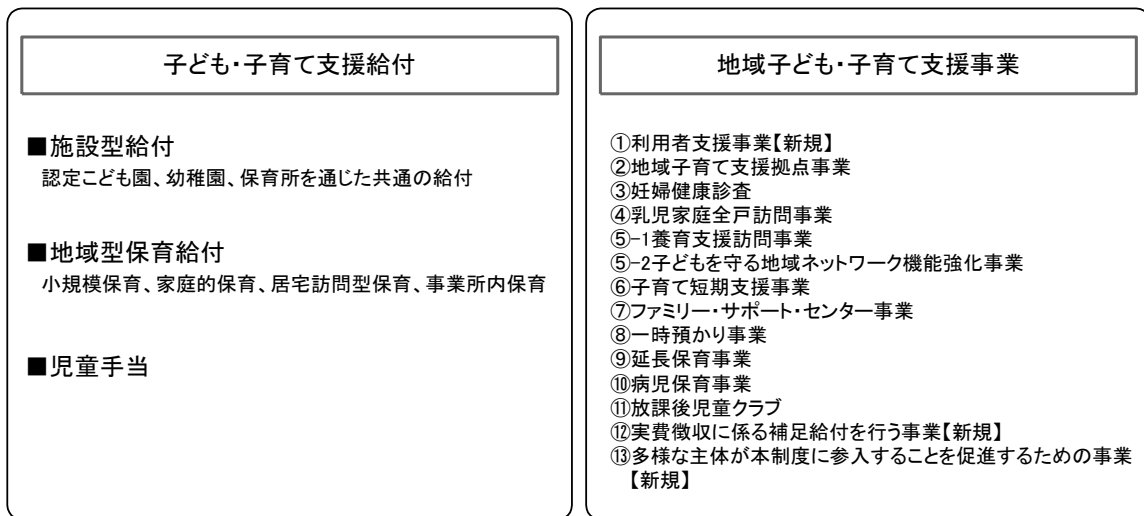
■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設により保育の量的拡大を図ります。
- ・幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図り、教育・保育の質的改善を図ります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

- すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業などを拡充します。

（２）新制度における事業の全体像



4 計画の対象

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とします。

5 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。



桐生市次世代育成支援行動計画（後期）

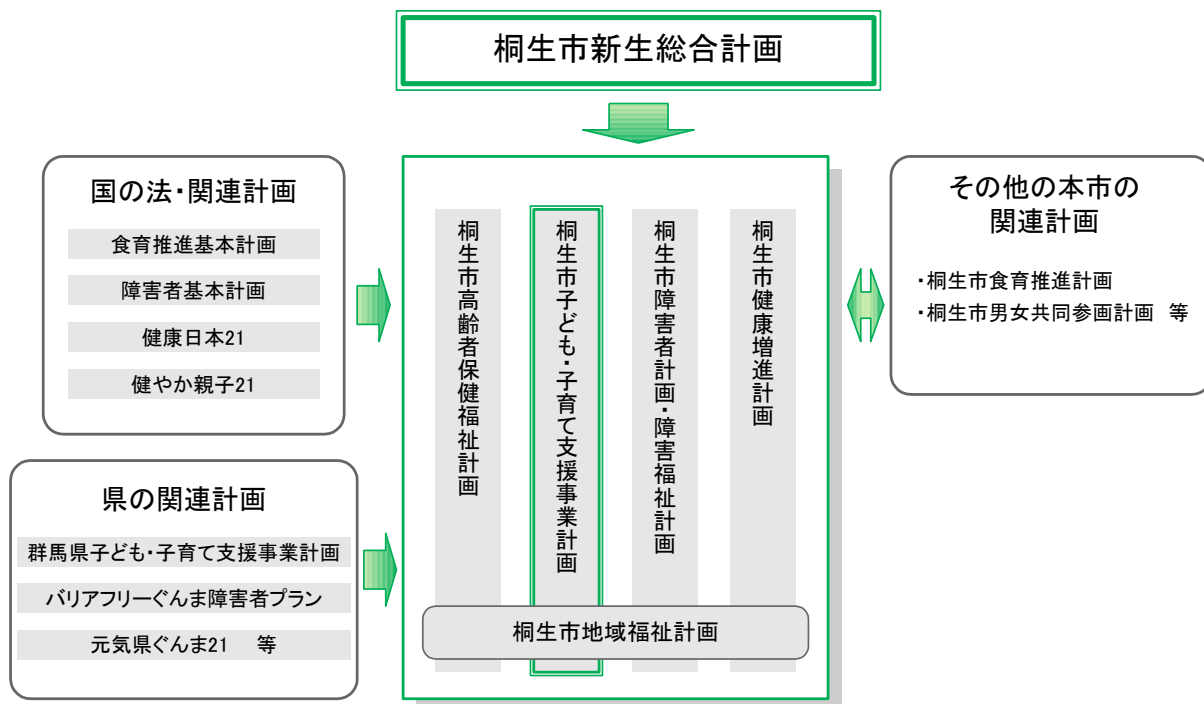
計画
策定

桐生市子ども・子育て支援事業計画

必要により見直し

6 他の計画との調和等

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「桐生市新生総合計画」に基づく部門別計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの桐生市次世代育成支援行動計画に位置づけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



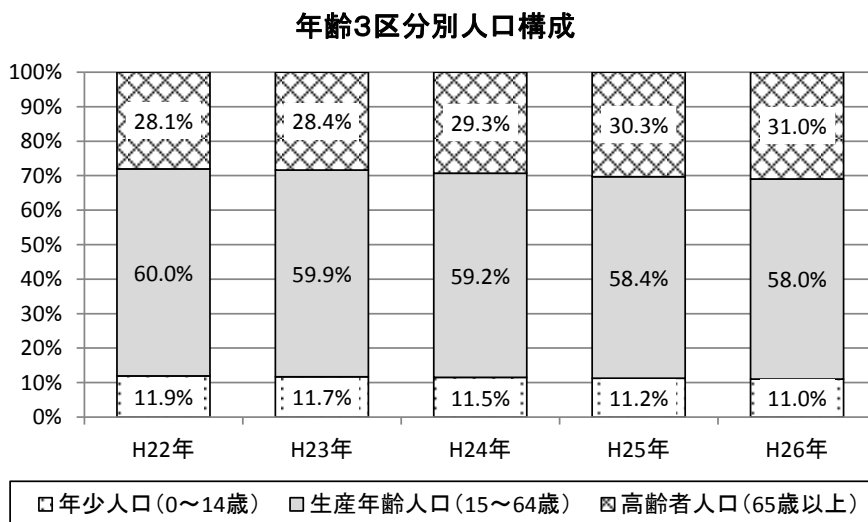
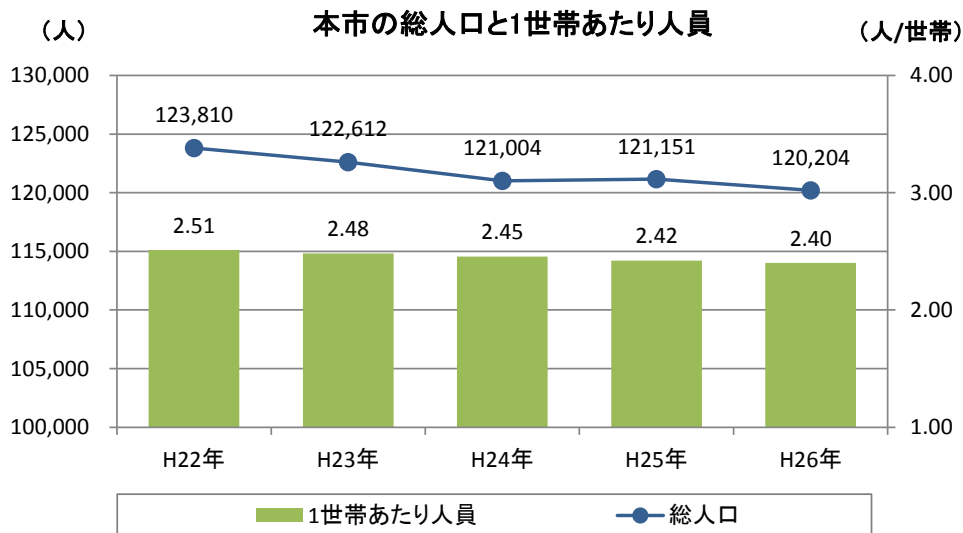
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成22年から平成26年にかけて減少傾向で推移し、平成26年1月1日現在は、平成22年と比べ3,606人減少の120,204人となっています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は、平成26年時点で13,279人（総人口の11.0%）となっており、平成22年と比べると1,467人減少しています。

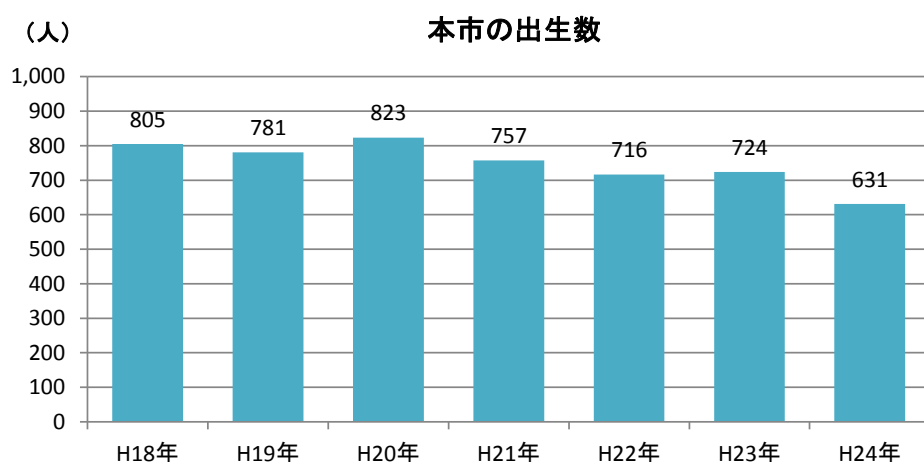


資料：群馬県 住民基本台帳年報（各年3月31日現在、H26年は1月1日現在）

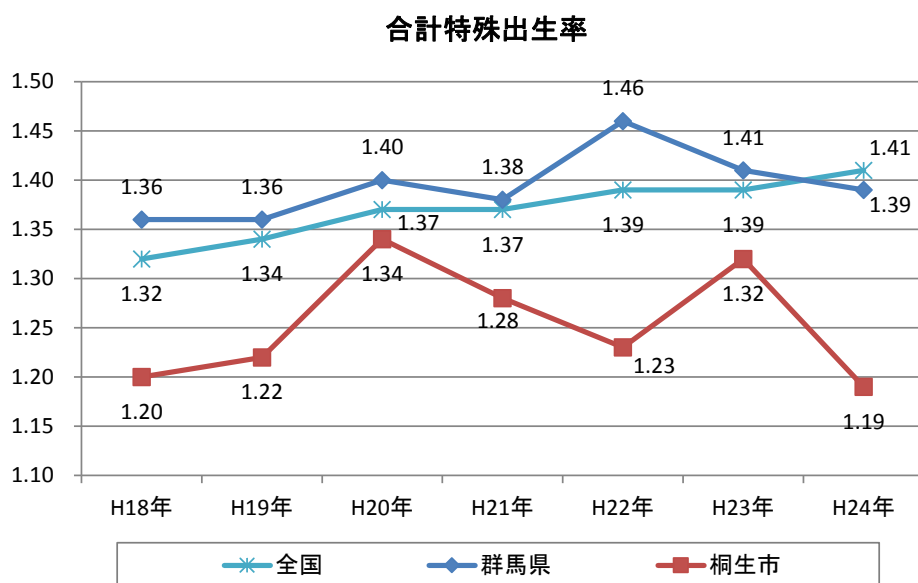
(2) 出生の動向

本市の出生数は、平成18年以降減少傾向で推移しており、平成24年12月末現在では631人で、平成18年に比べ174人減少しています。

また、合計特殊出生率は、平成20年及び平成23年は1.30を上回ったものの、増減しながら推移しており、平成24年では1.20を下回っています。全国や県の平均値と比較すると、いずれも下回っている状況です。



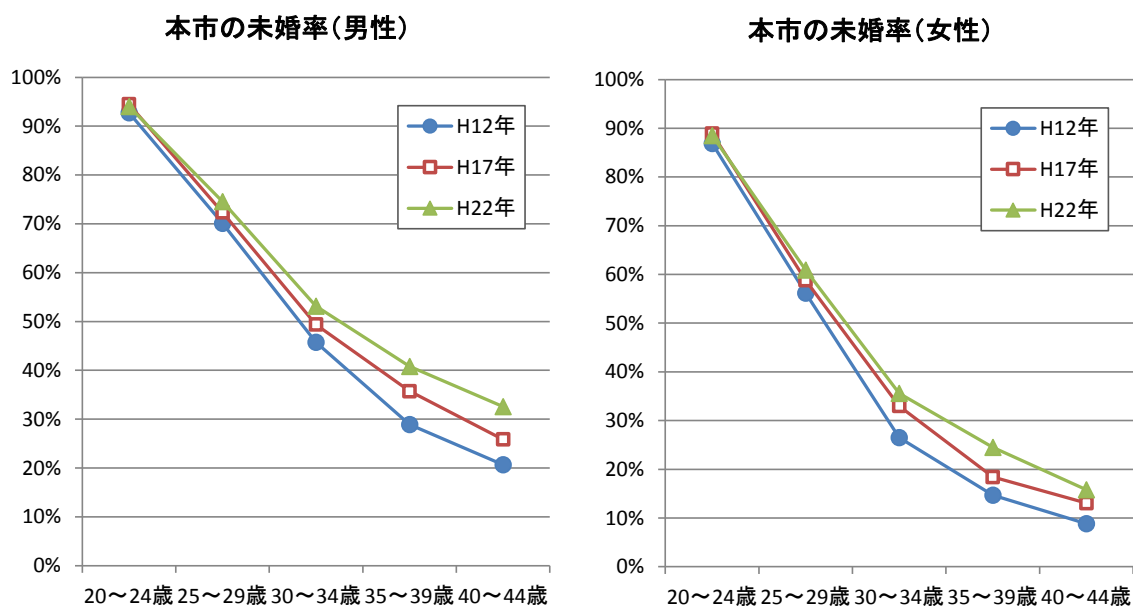
資料：群馬県健康福祉統計年報



資料：群馬県健康福祉統計年報

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成 12 年から平成 22 年にかけて男女ともに上昇しています。40～44 歳の男性をみると、平成 12 年の 20.7%から 11.9 ポイント上昇し、同年齢階層の女性では、平成 12 年の 8.8%から 7.0 ポイント上昇しています。



男性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	92.7%	70.1%	45.8%	28.9%	20.7%
H17 年	94.5%	72.4%	49.4%	35.7%	25.9%
H22 年	94.1%	74.6%	53.2%	40.8%	32.6%

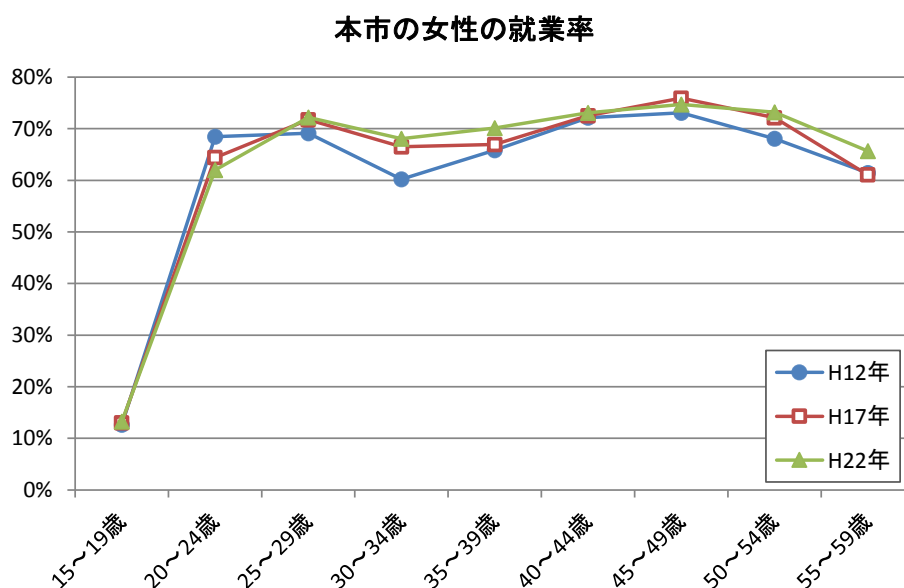
女性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	86.9%	56.2%	26.5%	14.7%	8.8%
H17 年	88.9%	58.8%	33.0%	18.4%	13.0%
H22 年	88.5%	60.9%	35.6%	24.5%	15.8%

資料：国勢調査（H12 年は合併前の合計値）

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。

平成12年から平成22年にかけては、M字カーブの谷の部分の部分が浅くなる傾向があります。



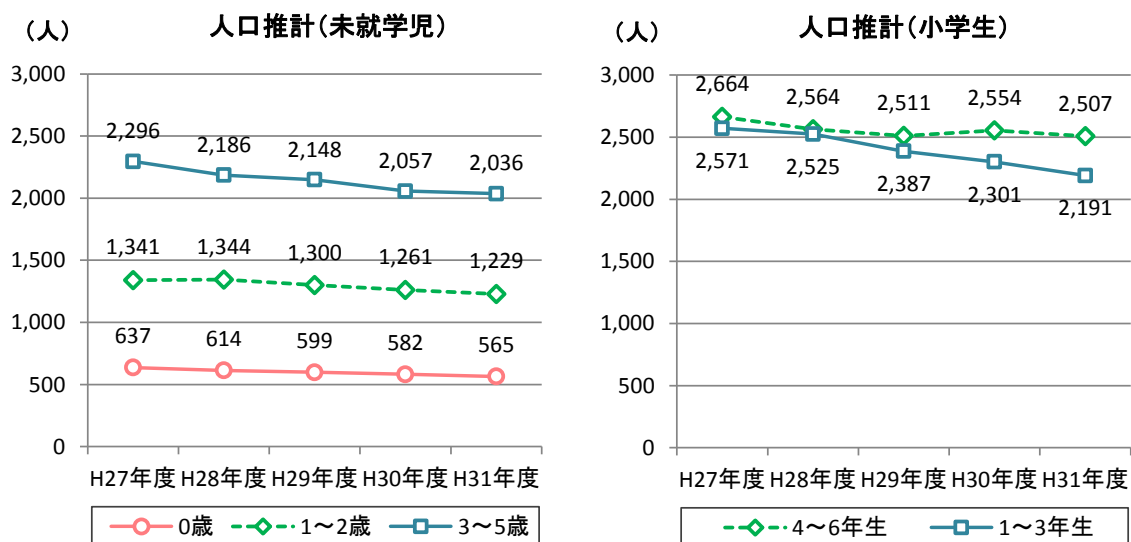
区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
H12年	12.6%	68.4%	69.1%	60.2%	65.8%	72.1%	73.1%	68.1%	61.5%
H17年	13.0%	64.4%	71.7%	66.5%	66.9%	72.5%	75.9%	72.1%	61.1%
H22年	13.2%	62.0%	72.2%	68.1%	70.1%	73.1%	74.7%	73.2%	65.6%

資料：国勢調査（H17年以前は合併町村の合計値）



(5) 人口推計

本市の未就学児と小学生の平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、未就学児及び小学生ともに減少傾向で推移すると予測されます。0 歳児をみると平成 31 年では 565 人と、ここ 5 年間で 72 人減少することが見込まれています。



区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	637	614	599	582	565
1歳	673	652	629	614	597
2歳	668	692	671	647	632
3歳	770	676	700	679	655
4歳	741	773	679	703	682
5歳	785	737	769	675	699
6歳	857	787	739	771	677
7歳	878	858	788	740	772
8歳	836	880	860	790	742
9歳	811	832	875	855	786
10歳	925	808	829	871	851
11歳	928	924	807	828	870

資料：コーホート変化率法※8による人口推計

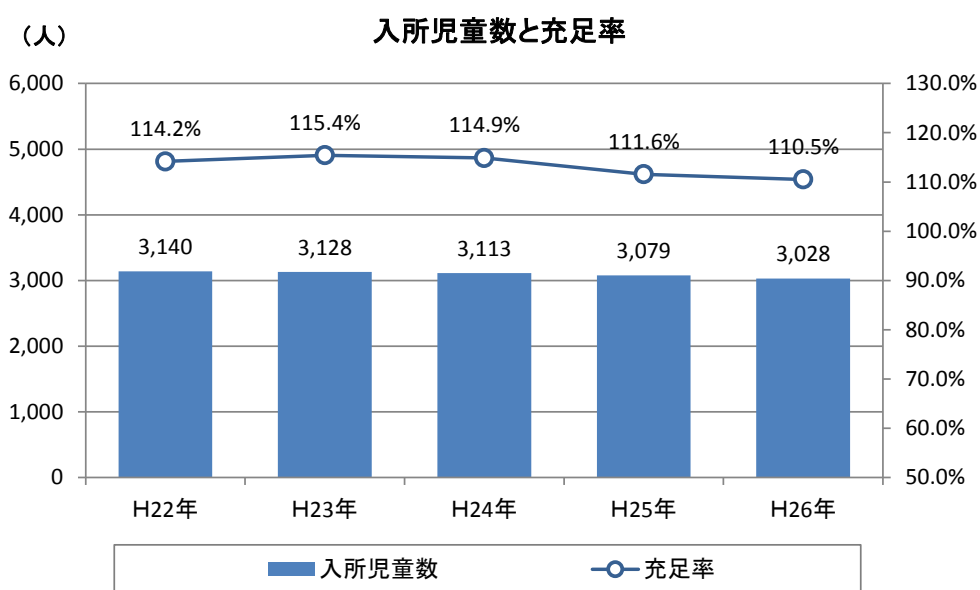
※8 コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。今後表記される「コーホート変化率法」についても同様です。

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所などの状況

① 保育所入所児童数

本市の平成 26 年の保育所の施設数は、公立保育所が 4 か所、私立保育所が 25 か所となっています。入所児童数は、年々減少傾向にあり、平成 26 年では平成 22 年に比べ 112 人減少の 3,028 人となっています。また、充足率は 110%を超えています、定員の減少にもかかわらず充足率も減少しています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
公立	施設数 (か所)	4	4	4	4	4
	定員 (人)	285	285	285	285	285
	入所児童数 (人)	264	261	250	241	233
	充足率 (%)	92.6	91.6	87.7	84.6	81.8
私立	施設数 (か所)	26	26	26	25	25
	定員 (人)	2,465	2,425	2,425	2,475	2,455
	入所児童数 (人)	2,876	2,867	2,863	2,838	2,795
	充足率 (%)	116.7	118.2	118.1	114.7	113.8
合計	施設数 (か所)	30	30	29	29	29
	定員 (人)	2,750	2,710	2,710	2,760	2,740
	入所児童数 (人)	3,140	3,128	3,113	3,079	3,028
	充足率 (%)	114.2	115.4	114.9	111.6	110.5

資料：子育て支援課（各年 3 月 31 日現在）管外受託含む

② 保育所待機児童数

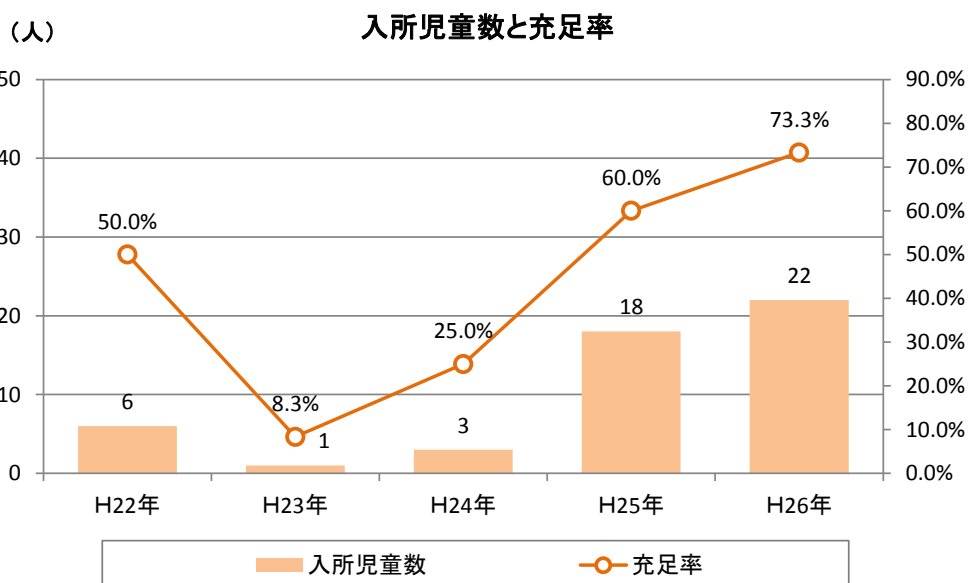
本市の保育所入所における待機児童は、平成 22 年から平成 26 年にかけて発生していません。

※■保育所入所待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

③ 認定こども園（保育部分）の状況

本市の平成 26 年の認定こども園（保育部分）の施設数は 2 か所となっています。平成 20 年 8 月に 1 か所、平成 24 年 4 月に 1 か所認定されました。定員の増加とともに入所児童数が増加傾向にあり、充足率も増加しています。なお、本認定こども園（保育部分）の 2 か所は、認可外保育施設です。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
私立	施設数（か所）	1	1	1	2	2
	定員（人）	12	12	12	30	30
	入所児童数（人）	6	1	3	18	22
	充足率（%）	50.0	8.3	25.0	60.0	73.3

資料：子育て支援課（各年 3 月 31 日現在）管外受託含む

④ 認可外保育施設等の状況

本市の認可外保育施設等の施設数は、平成 26 年 3 月末現在 11 か所となっています。

区分	施設名	定員（人）	入所児童数（人）	充足率（%）
認可外保育施設	桐生大学附属保育園※9	12	8	66.6
	たまごぐみ※9	18	14	66.6
	COCO-LO	—	3	—
	ひよこクラブ	10	5	50.0
事業所内保育施設等	両毛ヤクルト販売株式会社（広沢センター）	—	3	—
	両毛ヤクルト販売株式会社（桐生中央センター）	—	3	—
	両毛ヤクルト販売株式会社（東センター）	—	11	—
	ポーラちびっ子の家	3	3	66.6
	ミツバ おひさまガーデン	65	45	64.6
	高木病院 院内保育所	17	9	23.5
	優和クリニック院内保育所	8	5	25.0

資料：子育て支援課（平成 26 年 3 月 31 日現在）

※9 桐生大学付属保育園及びたまごぐみは、認定こども園（保育部分）です。



(2) 子育て支援サービスの状況

① 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の状況

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する事業です。

平成 26 年度は、桐生市子育て支援センター 1 か所及び市内の私立保育所内にある地域子育て支援センター 10 か所で実施しています。利用人数は、平成 25 年度まで減少傾向でしたが、平成 26 年度から実施か所数が増加したことにより、利用人数も 47,200 人（推計）と増加する見込みです。

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施施設数（か所）	8	9	10	10	11
延べ利用人数（人）	51,691	47,748	46,005	42,509	47,200

資料：子育て支援課

② 子育て短期支援事業の状況

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、児童養護施設又は乳児院において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童等及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。本事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業※10 及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業※11 があります。

なお、本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）事業のみ受け入れ体制を整備していますが、平成 22 年度から平成 26 年度まで利用実績はありません。

※10 短期入所生活援助（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病などの理由により家庭において児童等を養育することが一時的に困難になった場合などに養育・保護する事業です。

※11 夜間養護等（トワイライトステイ）事業とは、保護者が仕事などの理由により平日の夜間、又は、休日に不在となり家庭において児童等を養育することが困難となった場合などに、生活の指導、食事の提供等を行う事業です。

③ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の状況

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。

活動件数は、年度によりばらつきがありますが、平成 26 年度は 1,400 件（推計）となる見込みです。なお、本市では、病児・病後児の預かりについては、実施していません。

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
活動件数（延べ件数）	1,710	2,194	2,276	1,373	1,400

資料：子育て支援課

④ 一時預かり事業（預かり保育）の状況

ア) 幼稚園及び認定こども園（教育部分）

幼稚園や認定こども園（教育部分）の一時預かり事業は、主に在園児を対象として、教育時間の前後において一時的に預かる事業です。

平成 26 年度は私立幼稚園全 4 か所、認定こども園（教育部分）全 2 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 22 年度から平成 25 年度まで増加傾向で推移しており、平成 26 年度も 17,577 人（推計）と増加する見込みです。

なお、公立幼稚園全 7 か所については、在園児の兄弟などにおける小中学校の授業参観や PTA 活動などの諸行事に保護者が参加する場合などに限定して園児を預かる終了後保育を実施しています。

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施施設数（か所）	6	6	6	6	6
延べ利用人数（人）	13,245	14,773	16,730	17,348	17,577

資料：学校教育課 ※終了後保育の利用人数は除く。

イ) 保育所や認定こども園（保育部分）

保育所や認定こども園（保育部分）の一時預かり事業は、家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象として、主に昼間に各施設において一

時的に預かる事業です。

平成 26 年度は公立保育所 2 か所、私立保育所 19 か所、認定こども園（保育部分）2 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて減少傾向で推移していましたが、平成 25 年度では 4,201 人、平成 26 年度では 4,231 人（推計）と増加傾向に推移しています。

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施施設数（か所）	19	24	23	24	23
延べ利用人数（人）	3,463	3,572	3,186	4,201	4,231

資料：子育て支援課

⑤ 延長保育事業の状況

延長保育事業は、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施する事業です。

平成 26 年度は、私立保育所全 25 か所のみで実施しており、年間の実利用人数は 686 人（推計）となる見込みです。

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施施設数（か所）	26	26	25	25	25
延べ利用人数（人）	773	804	799	704	686

⑥ 病児・病後児保育事業の状況

病児・病後児保育事業は、病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

平成 26 年度では、私立保育所 9 か所で実施しており、延べ利用人数は 3,001 人（推計）となる見込みです。なお、9 か所の内訳は、病後時対応型事業※12 が 1 か所、体調不良児対応型事業※13 が 8 か所です。

※12 病後児対応型事業とは、保育所や幼稚園等に通う乳幼児や児童が病後回復期にあつて、集団保育が困難な場合や病後回復期にある乳幼児や児童について、保護者が一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、保育所等で預かり別室で看護師等が保育する事業です。

※13 体調不良児対応型事業とは、乳幼児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、保育所等において緊急的・保健的な対応を図る事業です。

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施施設数（か所）	6	7	8	8	9
延べ利用人数（人）	2,923	2,303	2,459	2,462	3,001

資料：子育て支援課

⑦ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市の放課後児童クラブは、市内の全小学校（17 小学校）に設置されており、平成 26 年度では 27 か所で実施しています。入所登録児童数は、実施か所の増加に伴い増加し、平成 25 年度以降は 1,000 人を超え推移しています。なお、小学校の児童数は減少していますが、放課後児童クラブの利用率は増加しています。

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施施設数（か所）	26	26	26	27	27
入所児童数（人）	1,007	948	967	1,053	1,014

資料：子育て支援課（各年 5 月 1 日現在）

⑧ 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、障害を持った乳幼児を保育所等で保育することにより、障害児の健全な育成に寄与するとともに、福祉の増進を図る事業です。

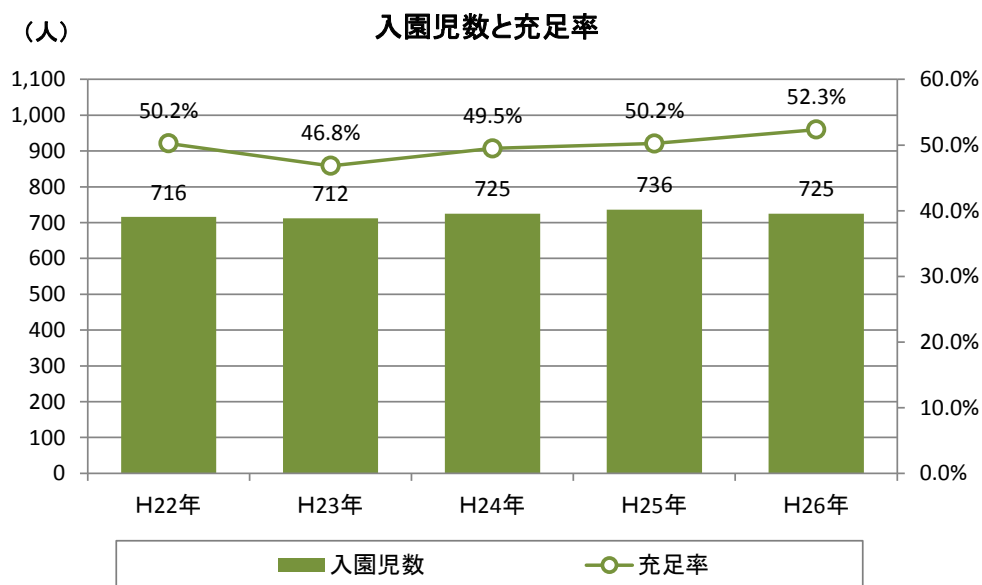
平成 26 年度は、公立保育所全 4 か所、私立保育所全 25 か所、認定こども園（保育部分）1 か所で実施しています。延べ利用人数は、年度によりばらつきがありますが、600 人前後で推移しており、平成 26 年度は 636 人（推計）となる見込みです。

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実施施設数（か所）	30	30	29	29	29
延べ利用人数（人）	671	571	564	630	636

資料：子育て支援課

(3) 幼稚園（認定こども園（教育部分）を含む）の状況

本市の平成 26 年の幼稚園の施設数は、公立幼稚園が 7 か所、私立幼稚園が 6 か所（認定こども園（教育部分）2 か所を含む）となっています。入園児童数は、平成 22 年以降 700 人前後で推移しています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
公立	施設数 (か所)	7	7	7	7	7
	定員 (人)	555	650	595	595	595
	入園児童数 (人)	289	294	316	314	322
	充足率 (%)	52.1	45.2	53.1	52.8	54.1
私立	施設数 (か所)	6	6	6	6	6
	定員 (人)	870	870	870	870	790
	入園児童数 (人)	427	418	409	422	403
	充足率 (%)	49.1	48.0	47.0	48.5	51.0
合計	施設数 (か所)	13	13	13	13	13
	定員 (人)	1,425	1,520	1,465	1,465	1,385
	入園児童数 (人)	716	712	725	736	725
	充足率 (%)	50.2	46.8	49.5	50.2	52.3

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

(4) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本市の小学校は、平成 26 年では 17 校あり、児童数は 5,336 人となっています。児童数は平成 22 年から減少傾向で推移しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童数 (人)	6,331	6,177	5,785	5,529	5,336
学校数 (校)	18	18	18	17	17

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

② 中学校の状況

本市の中学校は、平成 26 年では私立中学校 2 か所を含め 12 校あり、生徒※14 数は 3,313 人となっています。生徒数は、平成 24 年から減少傾向で推移しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
生徒数 (人)	3,415	3,355	3,397	3,329	3,313
学校数 (校)	11	12	12	12	12

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

※14 生徒とは、学校教育法における中学校に通っている子どもです。今後表記される「生徒」についても同様です。

③ 特別支援学校の状況

本市の特別支援学校は、平成 26 年度では 1 校あり、小学部から中学部までの児童・生徒数の合計は 39 人となっています。

区分	在籍児童・生徒数		
	小学部	中学部	合計
H22 年	17	8	25
H23 年	25	9	34
H24 年	27	3	30
H25 年	22	12	34
H26 年	19	20	39

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

(5) 障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の延べ利用件数は、増加傾向で推移しています。

（単位 上段：延べ利用件数、下段：実利用人数）

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
児童発達支援	—	—	57件 6人	67件 6人	—
放課後等デイサービス	—	427件 30人	486件 46人	682件 47人	—

対象児童：未就学児童

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(6) 児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室への相談件数

平成25年度の家庭児童相談室への相談件数は482件で、平成26年度（12月末現在）は438件です。いずれの年度も「環境・福祉※15」の相談内容がそれぞれ全体の3～4割程度と高くなっています。

（件数）

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
性格・生活習慣	8	8	2	4	4
知能・言語	0	1	4	2	3
学校生活（人間関係、登校拒否等）	36	20	24	14	36
非行	10	8	7	3	5
家族関係（虐待、その他）	49	66	68	129	79
環境・福祉	172	245	190	146	196
心身障害	18	7	1	11	16
その他(DV、その他)	134	202	199	173	99
合計（件）	427	557	495	482	438

資料：子育て支援課（H26年度は、12月末現在の数）

※15「環境・福祉」の相談内容とは、児童の養育者の経済的問題や養育姿勢に欠ける問題、不良な地域環境等、児童を取り巻く問題に関することです。

② 児童虐待相談件数

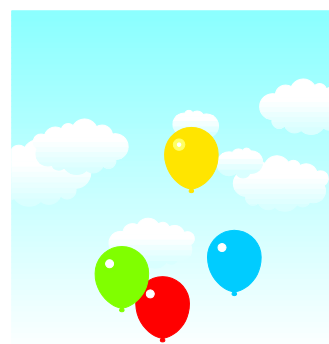
家庭児童相談室によせられた児童虐待相談件数は、平成25年度は9件で相談を受けた児童数は16人、平成26年度（12月末現在）は3件で相談を受けた児童数は4人となっています。

平成26年度（12月末現在）の児童虐待相談件数は、平成25年度より減少しています。

○児童虐待相談件数

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
児童虐待相談件数	17	8	6	9	3
児童数	20	12	9	16	4

資料：子育て支援課（H26 年度は、12 月末現在の数）



3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成 25 年 12 月 6 日（金）～平成 25 年 12 月 31 日（火）

■調査対象者

市内に住んでいる 0 歳から 5 歳までのお子さんを持つ保護者の方（2,000 世帯）を対象に、アンケート調査を実施しました。

区分	配布枚数	回収数	回収率
調査対象世帯数	2,000 件	979 件	49.0%

ニーズ調査結果の活用

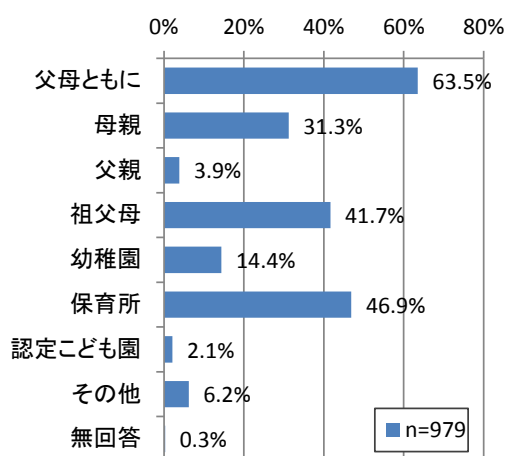
- ①国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ②国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③本市のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④本市の各事業の量の見込みに応じた確保方策を策定

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

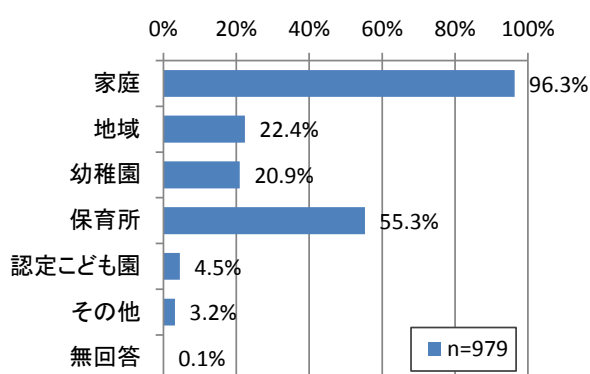
①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が63.5%と最も高く、「保育所」が46.9%で続いています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」が96.3%と最も高く、次いで「保育所」が55.3%、「地域」が22.4%となっています。

▲日常的に関わっている方



▲もっとも影響する環境

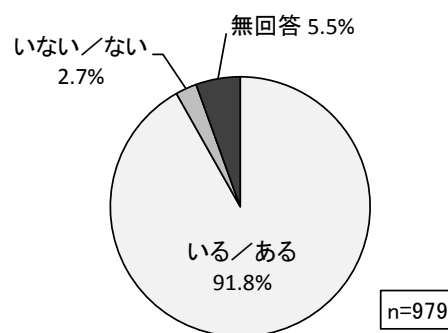


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例nは回答者数（以下同様です）です。

②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が91.8%と高い中、「いない/ない」の割合は2.7%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母などの親族」や「友人・知人」など身近な人の割合がいずれも8割前後と高く、「保育士」の割合も4割弱と比較的高くなっています。

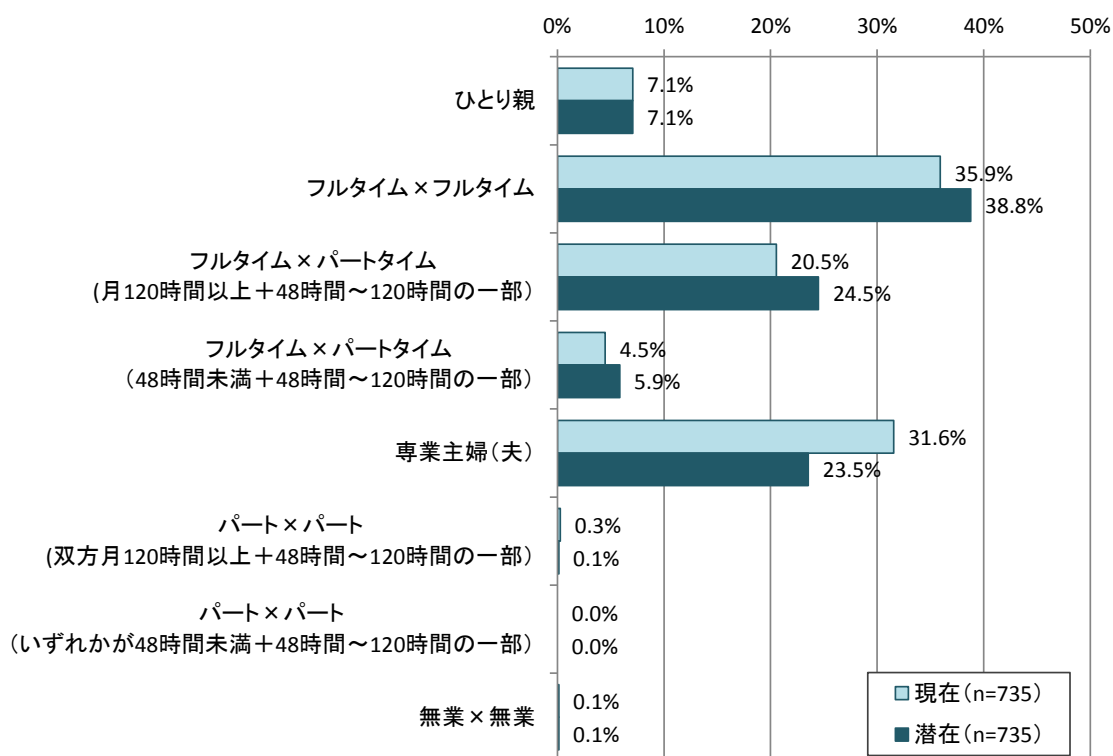


(2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「フルタイム×フルタイム」の割合が35.9%と最も高く、「専業主婦（夫）」が31.6%、「フルタイム×パートタイム（月120時間以上+48時間～120時間の一部）」が20.5%で続いています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」などの共働き世帯が増加しています。



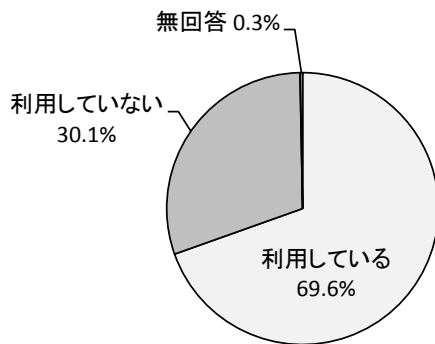
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっています。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本市では、120時間は保育標準時間の下限、48時間は保育短時間の下限としています。

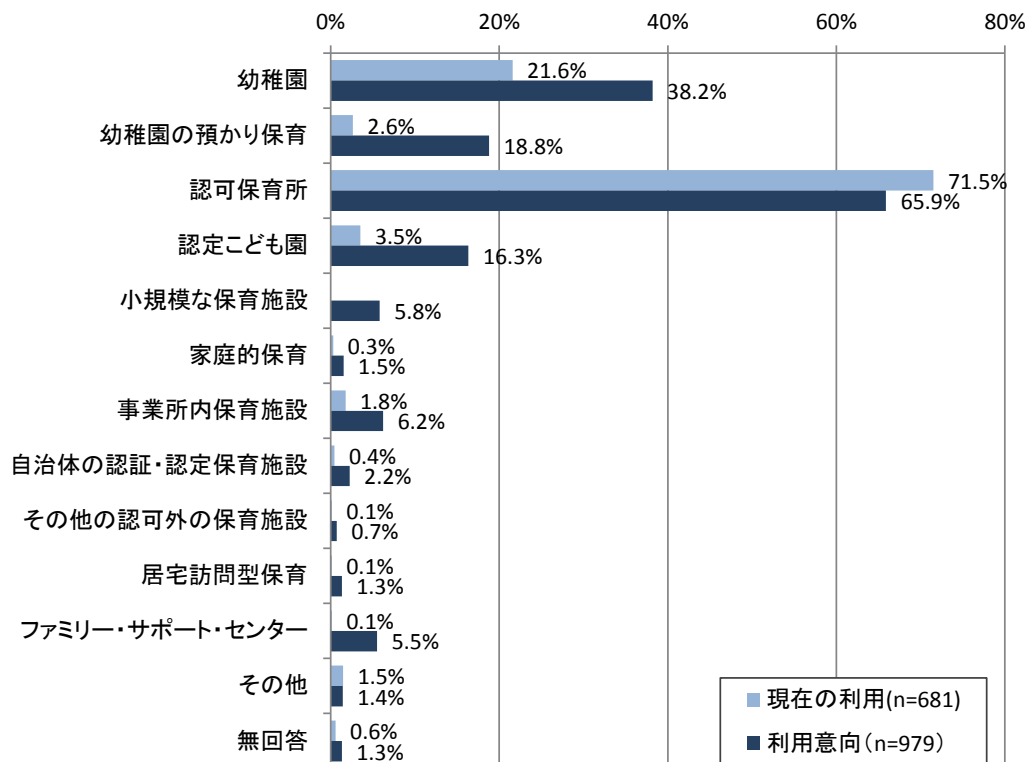
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が69.6%に対し、「利用していない」が30.1%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「認可保育所」の割合が71.5%と最も高くなっています。さらに、今後の利用意向では、「認可保育所」や「幼稚園」の割合が高い中、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」などが現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育の利用



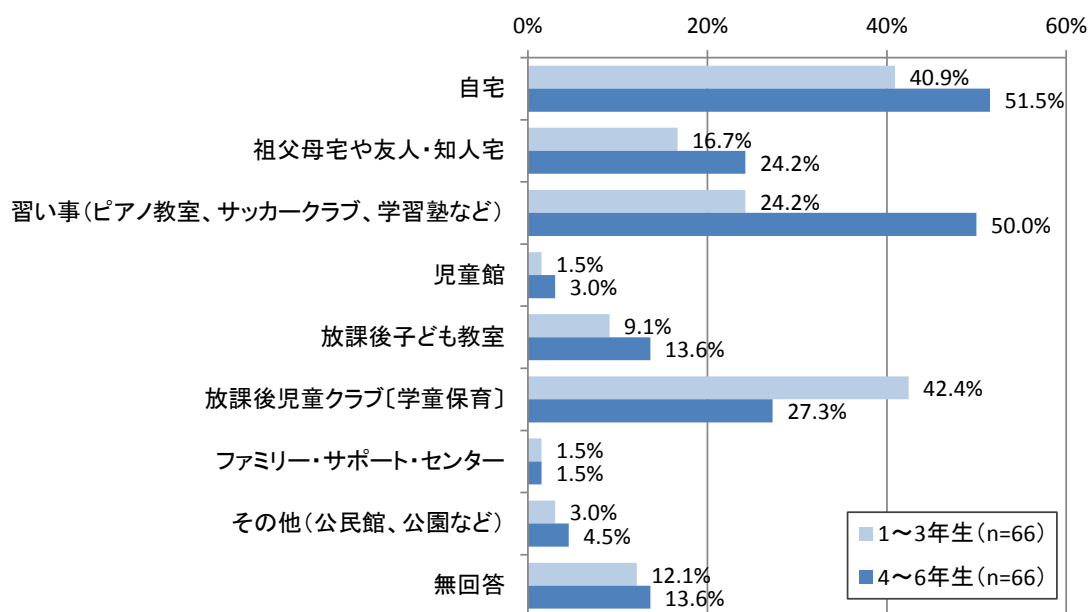
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答です。

(4) 小学校入学後の放課後の過ごし方

小学校入学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」や「放課後児童クラブ」の割合がそれぞれ4割を超え高くなっています。また、高学年では、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」などの割合が低学年に比べ増加し、「放課後児童クラブ」の割合が減少しています。

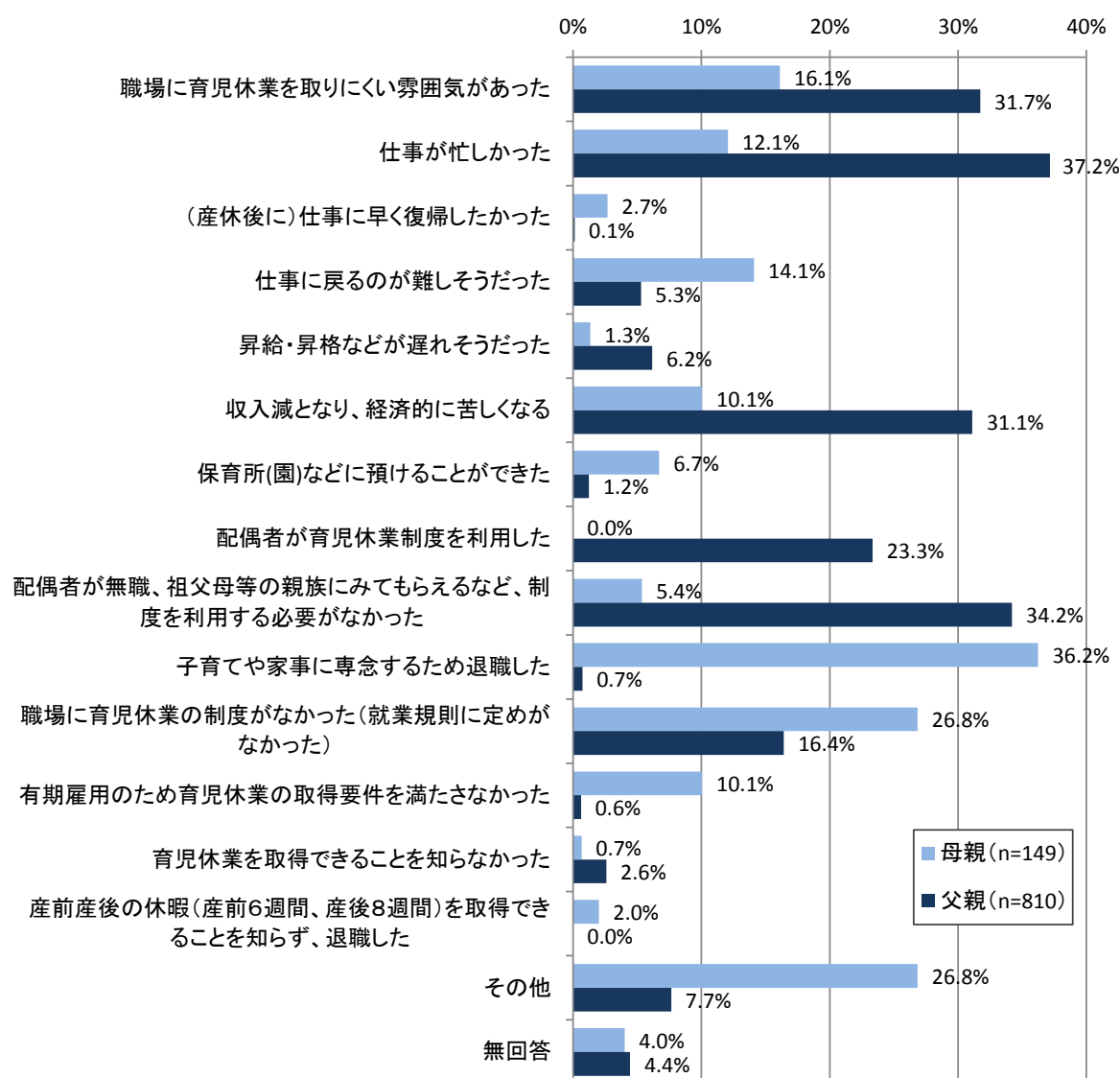


※グラフは5歳児のみの設問で、複数回答です。



(5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が36.2%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった(37.2%)」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(34.2%)」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった(31.7%)」「収入減となり、経済的に苦しくなる(31.1%)」の割合がそれぞれ3割を超え比較的高くなっています。



※グラフは複数回答です。

4 次世代育成支援行動計画の進捗状況

我が国では、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年 7 月に成立しました。

本推進法第 8 条により、本市では行動計画の策定指針に即して、5 年を一期とする行動計画（前期行動計画：平成 17 年度～平成 21 年度、後期計画：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を基本理念として、多岐にわたる子育て支援事業を計画に盛り込みました。本行動計画は、特定事業（国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとしている 14 事業。）と特定事業以外の事業（「地域における子育ての支援」、「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」、「子育てを支援する生活環境の整備」、「職業生活と家庭生活との両立の推進」、「子ども等の安全の確保」、「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」）に分かれ、計画を推進しています。

（1）特定事業の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期）における特定事業の進捗状況は以下の通りです。

子育て支援サービス	平成 26 年度 目標事業量	平成 26 年度 実績見込み
①通常保育事業	3,000 人 30 か所	2,731 人 29 か所
②延長保育事業	334 人/日 28 か所	141 人/日 25 か所
③夜間保育事業	—	—
④子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	—	—
⑤休日保育事業	11 人/日 2 か所	9.6 人/日 2 か所
⑥放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1,098 人 25 か所	1,014 人 27 か所
⑦病児・病後児保育事業 (病後児対応型)	【病後児対応型】 4 人/日、2 か所	【病後児対応型】 0.04 人/日、1 か所

子育て支援サービス	平成 26 年度 目標事業量	平成 26 年度 実績見込み
⑧病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）	【体調不良児対応型】 7 か所	【体調不良児対応型】 8 か所
⑨子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	2 人 2 か所	0 人 2 か所
⑩一時預かり事業	10 人/日 10 か所	14.1 人/日 23 か所
⑪特定保育事業	—	—
⑫ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所
⑬地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	10 か所	11 か所
⑭つどいの広場事業	—	—

（２）特定事業以外の主な事業の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）においては、特定事業以外に基本目標に沿ったそれぞれの事業を推進しています。

特定事業以外の主な事業の進捗状況や推進上の課題、評価等は以下の通りです。

なお、施策の評価については、後期計画の事業を主体的に実施している各担当課において、目標の達成度に応じて評価しています。評価については、「A：目標値以上の効果あり」、「B：目標に向け計画どおり実施」、「C：計画が遅れている」、「D：研究中・未実施」、「E：事業の完了など」の5分類とします。なお、評価については、平成 26 年度までの実績見込みで評価しています。

基本目標 1 地域における子育て支援

基本目標 1 の「地域における子育て支援」は、39 事業のうち A 評価が 4 事業 (10.3%)、B 評価が 29 事業 (74.3%)、C 評価が 3 事業 (7.7%)、E 評価が 3 事業 (7.7%) です。

基本目標1「地域における子育て支援」

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 地域における子育て支援サービスの充実	15	3	12	0	0	0
② 保育サービスの充実	6	0	5	1	0	0
③ 子育て支援のネットワークづくり	7	1	6	0	0	0
④ 子どもの健全育成	11	0	6	2	0	3
合計	39	4	29	3	0	3
割合	100%	10.3%	74.3%	7.7%	0.0%	7.7%

基本目標 1 については、A 評価、B 評価及び E 評価を合わせると 92.3% になり、概ね計画どおりに事業が実施される見込みです。しかし、C 評価である「保育園における第三者機関による評価事業の推進」、「児童館の建設の促進」などについては、今後の検討・研究課題です。

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本目標 2 の「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」は、54 事業のうち A 評価が 24 事業 (44.4%)、B 評価が 25 事業 (46.3%)、E 評価が 5 事業 (9.3%) です。

基本目標2「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 子どもや母親の健康の確保	38	21	13	0	0	4
② 食育の推進	7	1	6	0	0	0
③ 思春期保健対策の充実	8	1	6	0	0	1
④ 小児医療の充実	1	1	0	0	0	0
合計	54	24	25	0	0	5
割合	100%	44.4%	46.3%	0.0%	0.0%	9.3%

基本目標 2 については、A 評価、B 評価及び E 評価を合わせると 100% になり、計画どおりに事業が実施される見込みです。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標3の「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」は、47事業のうちA評価が7事業（14.9%）、B評価が32事業（68.1%）、E評価が8事業（17%）です。

基本目標3「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 次代の親の育成	11	1	7	0	0	3
② 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備	23	6	15	0	0	2
③ 家庭や地域の教育力の向上	10	0	7	0	0	3
④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	3	0	3	0	0	0
合計	47	7	32	0	0	8
割合	100%	14.9%	68.1%	0.0%	0.0%	17.0%

基本目標3については、A評価、B評価及びE評価を合わせると100%になり、計画どおりに事業が実施される見込みです。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」は、21事業のうちB評価が13事業（61.9%）、C評価が1事業（4.8%）、D評価が2事業（9.5%）、E評価が5事業（23.8%）です。

基本目標4「子育てを支援する生活環境の整備」

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 良質な住宅と良好な居住環境の確保	2	0	2	0	0	0
② 安全な道路交通環境の整備	7	0	1	1	0	5
③ 安心して外出できる環境の整備	8	0	6	0	2	0
④ 安全・安心まちづくりの推進など	4	0	4	0	0	0
合計	21	0	13	1	2	5
割合	100%	0.0%	61.9%	4.8%	9.5%	23.8%

基本目標4については、B評価及びE評価を合わせると85.7%になり、概ね計画どおりに事業が実施される見込みです。しかし、C評価である「歩道の新設促進」、D評価である「河川空間の有効利用促進」及び「ユニバーサルデザインによる都市公園などの整備促進」については、今後の検討・研究課題です。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標5の「職業生活と家庭生活との両立の推進」は、4事業のうちB評価が4事業（100%）です。

基本目標5「職業生活と家庭生活との両立の推進」

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなど	4	0	4	0	0	0
合計	4	0	4	0	0	0
割合	100%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

基本目標5については、B評価が100%になり、計画どおりに事業が実施される見込みです。

基本目標6 子どもなどの安全の確保

基本目標6の「子どもなどの安全の確保」は、6事業のうちB評価が6事業（100%）です。

基本目標6「子どもなどの安全の確保」

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	4	0	4	0	0	0
② 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	1	0	1	0	0	0
③ 被害に遭った子どもの保護の推進	1	0	1	0	0	0
合計	6	0	6	0	0	0
割合	100%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

基本目標6については、B評価が100%になり、計画どおりに事業が実施される見込みです。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本目標7の「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」は、25事業のうちA評価が1事業（4.0%）、B評価が24事業（96.0%）です。

基本目標7「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
① 児童虐待防止対策の充実	1	0	1	0	0	0
② ひとり親家庭の自立支援の推進	8	0	8	0	0	0
③ 障害児施策の充実	16	1	15	0	0	0
合計	25	1	24	0	0	0
割合	100%	4.0%	96.0%	0.0%	0.0%	0.0%

基本目標7については、A評価及びB評価を合わせると100%になり、計画どおりに事業が実施される見込みです。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画及び「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく計画を一体的に策定する計画とするため、それぞれの計画における国の定めた基本指針を踏まえつつ、次の点を基本理念とします。

桐生市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生

2 基本的な視点

本計画の基本理念を実現するための視点として、次の9つの視点を重視した取組を展開します。また、本計画は、「桐生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画であるとともに、上位計画である「桐生市新生総合計画」や地域福祉計画などの関係計画との整合性を図ります。なお、本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までですが、計画内容との乖離が生じた場合には、計画期間内において計画の見直しを行います。

①子どもの視点

子育て支援サービスなどにより影響を受けるのは子ども自身であり、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されることが必要です。男女が協力して子育てを行いながら、子どもの利益が最大限に尊重されるとの視点に立った取組を行います。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

③サービス利用者の視点

核家族化の進行などの社会環境の変化や市民一人一人の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

④社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるとの基本的認識のもとに、子育て支援は、国及び地方自治体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めます。

⑤仕事と生活の調和実現の視点

結婚や出産・子育てに関する希望を実現するために、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現に向けて、国及び地方自治体や企業をはじめとする関係者と連携をしながら桐生市全体の運動として取組を進めます。

⑥すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえた、広くすべての子どもと家庭への支援という観点からの施策を推進します。

⑦地域における社会資源の効果的な活用の視点

当地域においては、子育て世帯や高齢者、障害者などに対し、外出支援をはじめとする様々な支援サービスを提供する民間事業者があります。また、社会福祉協議会、主任児童委員及び母子保健推進員等も活動しており、子育て支援などを通じた地域への貢献を希望する高齢者もいます。さらに、豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化も多くあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効率的に活用する取組を進めます。

⑧サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上が必要です。このため、サービスの質を評価し、向上させる観点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組を進めます。

◎地域特性の視点

中心市街地とその他の地域との相違をはじめ、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況など地域の特性は様々であるため、各々の特性をふまえた主体的な取組を進めます。

3 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、各分野における子ども・子育て支援策を推進するため、次の9項目を基本目標とします。

基本目標1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

乳幼児が安全・安心に育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ちあい健やかに成長できるように乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援の充実を図ります。また、子どもを安心して産み、ゆとりを持って育てられるように、子どもや保護者の健康を確保するとともに、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら、子育てができるように子育て支援策を推進します。

基本目標2 地域における子育て支援・保育サービス等の充実

都市化の進行や核家族化の進展などに伴い、隣近所との関わりが薄れているなどの理由から、育児への負担や不安を感じる人が増えています。このため、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の児童の養育に関する情報を提供するほか、住民同士の連帯意識の高揚に努めるなど、地域における子育てを支援します。

基本目標3 母親と乳幼児の健康の確保と増進

現在、少子高齢化や核家族化の進展や女性の就労率・離婚率の上昇などの諸要因により、子どもを産み育てる環境が変化し、育児不安や親と子の心の関係、虐待などの様々な問題があります。このため、きめ細かな相談支援体制の整備や健康教育・医療の充実などを行うとともに、父親の育児参加など、男女共同参画意識が高まるよう努め、将来を担う本市の子どもが、周りの人たちの愛情を受けながら、たくましくおおらかに自立した大人へと育つ環境

づくりを推進します。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

本市では、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性に富み、豊かな情操と優れた創造力を持ち、心身ともに健全な調和の取れた人間の形成を目指して、家庭、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域社会などと連携し、多様な価値観と男女共同参画の精神を尊重した地域の教育機能の向上及び地域コミュニティの育成などに努めています。

ボランティア活動などの多様な体験活動の推進、幼児・児童・生徒の自己実現や道徳的実践力の育成、体力の向上及び健康の保持増進に努めるとともに、子ども一人一人の心身の発達や特性を踏まえた、きめ細かな指導の充実、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる力などの「生きる力」を持つ「桐生を好きな子ども」を育てる、安心・安全で充実した教育環境の整備を図ります。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

都市基盤などのハード整備には継続的に取り組む必要があること、またパトロール活動などのソフト面では恒久的な継続体制を確立していく必要があります。このため、地域や学校の実情に即し、子どもの視点に立った犯罪被害防止活動を推進するとともに、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを推進します。また、子どもを犯罪などから守るための防犯教育や啓発、防犯ボランティアの支援、関係機関・団体との連携を推進します。

ホームページやふれあいメールなどを駆使した情報ネットワークの形成によって不審者などの監視体制を強く推進します。

地域を中心とした自主防犯パトロール団体の設立など安全確保を推進します。

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性の育児休業の取得率が低いなどの職場優先の考え方や、性別による家庭内の役割分担の意識などについては、改善されてきてはいるものの、まだ十分なものとはいえません。

したがって、男女を問わず、すべての人が仕事と家庭の時間のバランスが取れ、多様な働き方を選択できるよう「働き方の見直し」を進め、意識や考え方などの転換を図るため、企業などと連携し、広報、情報提供などを進めていきます。

基本目標7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

結婚・妊娠・出産・育児期を通じて切れ目ない支援が確保されるよう、様々な支援の充実を図ります。このため、妊産婦等の地域の実情に応じたニーズに対応し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援を行います。

基本目標8 子どもの安全の確保

正しい交通ルールやマナーなど交通教育の充実を図り、「自らの命は自らが守る」ための交通危機意識を養い、子どもの交通事故を未然に防止するための施策を推進します。また、交通安全施設の設置や危険か所の対処について、スクールゾーン対策協議会で協議し、「交通事故を追放し、このまちから悲しみをなくそう」をスローガンとして、各交通事故撲滅運動に強く訴え、悲惨な交通事故を一件でも少なくする対策を講じます。

基本目標9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

少子化や核家族化の進展に伴い、隣近所との関わりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなりました。育児の負担は母親に偏重し、子育て家庭の育児の孤立が進み、育児不安や児童虐待、子どもの発達に関する相談など、様々な相談が増加しています。

このため、特に支援が必要な要保護児童家庭へのきめ細かな対応を地域全体で支えることができるよう、関係機関と連携して迅速に対応できるよう取り組みます。



4 教育・保育認定及び提供区域

(1) 教育・保育認定

平成 27 年度から実施される子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づき、保育所や幼稚園、認定こども園などを利用するにあたって、保育の必要性の有無に応じて認定を受けることが必要となります。認定には 1 号認定から 3 号認定までの区分があり、その区分に応じて利用施設等が決められています。

1 号認定は、3 歳以上で幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者、2・3 号認定は、就労などの理由で、家庭内保育ができない、保育所や認定こども園（保育部分）の利用者となり、3 歳以上と 3 歳未満で区分されます。

新制度における、保育の必要性の認定については、保護者の申請を受けた市町村が、子ども・子育て支援法等に基づき、事務処理を行うこととなります。

年齢の区分	保育の必要性	認定の区分		支給認定により利用できる施設・事業
3歳以上児	なし	1号認定 (教育標準時間認定)		幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園
	保育短時間			
3歳未満児	なし	認定対象外		—
	あり	3号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所・認定こども園・地域型保育事業
	保育短時間			

◆認定区分◆

- 1号認定・・・満3歳以上のお子さんがいて、主に幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用する場合の認定
- 2号認定・・・満3歳以上のお子さんがいて、主に保育所や認定こども園（保育部分）を利用する場合の認定
- 3号認定・・・満3歳未満のお子さんがいて、主に保育所や認定こども園（保育部分）、地域型保育事業を利用する場合

◆利用施設◆

- 幼稚園・・・幼児の心身の発達を助長することを目的とする教育施設
- 保育所・・・家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。「保育所保育指針」に基づいて養護と教育を一体として実施
- 認定こども園・・・幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設
- 地域型保育事業・・・家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

◆利用時間◆

- 教育標準時間・・・1日4時間程度の幼児教育を行う時間
- 保育標準時間・・・1日最大11時間の保育を行う時間（主に夫婦共働きで、ともにフルタイム就労を想定）
- 保育短時間・・・1日最大8時間の保育を行う時間（主に夫婦共働きで、いずれかがパートタイム就労を想定）

（2）教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。本市の設定区域については、桐生市子ども・子育て会議の承認を受け設定しています。

①教育・保育施設

施設及び事業者	設定区域
教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	市全域
地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）	市全域

②地域子ども・子育て支援事業

事業	設定区域
①利用者支援事業	市全域
②地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	市全域
③妊婦健康診査事業	市全域
④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	市全域
⑤-1 養育支援訪問事業	市全域
⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	市全域
⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	市全域
⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	市全域
⑧一時預かり事業	市全域
⑨延長保育事業	市全域
⑩病児・病後児保育事業	市全域
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校区域(17区域)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
⑬多様な主体が本制度に参集することを促進するための事業	市全域

5 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、既存の幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため、国では地方自治体、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者を選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本市においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、幼稚園及び保育所の連携が一層進みつつある中で、地域の子どもを幼稚園、保育所に区別せず、ともに育てていくという体制を推進していきます。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育施設は、「遊び」を中心とした具体的な活動を通じて、一人一人の幼児に応じた総合的な指導を行い、生きる力の基礎を培っていきます。また、地域に開かれた教育施設として、地域の方との交流や連携を大切にしています。中でも、幼稚園・小学校・中学校の連携については、子ども同士の交流や教師間の連携などが積極的に行われ、滑らかに繋がることで、子どもの健やかな成長を促しています。

公立の保育施設は、研修や分科会等を通じて保育の質の向上に努めながら、情報提供やスキルの交換等を通じ、私立保育所を支援するとともに、子育てに不安を抱える保護者への相談支援や特別な配慮が必要な乳幼児の保育などに積極的に取り組み、様々な保育施設へのニーズに対して子育て支援の一層の充実を図るため、重要な役割を担っています。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育施設は、創設者が自らの教育理念に基づいて設立し、教育方針・園の行事・保育の方法も画一的ではなく、各教育施設によって特徴ある教育が行われています。教職員はその理念を受け止め、ともに力を合わせてその実現のための努力をしています。私立教育施設に息づく個性豊かな教育は、多様化する時代を生きる子どもの成長にとって大きな役割を果たしています。

私立の保育施設は、各施設において、それぞれの理念や方針に基づき、特色のある保育が行われており、多様化する保育施設へのニーズに対して迅速かつ柔軟な対応を図るため、延長保育や一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、様々な事業を実施し、子どもたちの健やかな成長のため、本市における子育て支援の中心的な役割を担っています。

③ すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業などを新たな事業として推進します。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくるため、合同保育・行事参加、園庭開放など、保育内容に関する教育・保育施設による支援が必要であるとともに、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応などについても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

このため、教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援を提供するものとします。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

① 認定こども園、幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続

平成24年度から実施している「幼保小連携推進地区別会議（公立・私立合同）」の充実を図ります。また、就学前の各施設間の情報交換の実施を推進します。

② 放課後児童クラブの利用支援の充実

放課後児童クラブの運営については、6年生までのすべての利用希望児童を受け入れる体制を整備するほか、19時までの開所を実施します。

また、新1年生の円滑な利用に向け、4月1日から受け入れを行います。

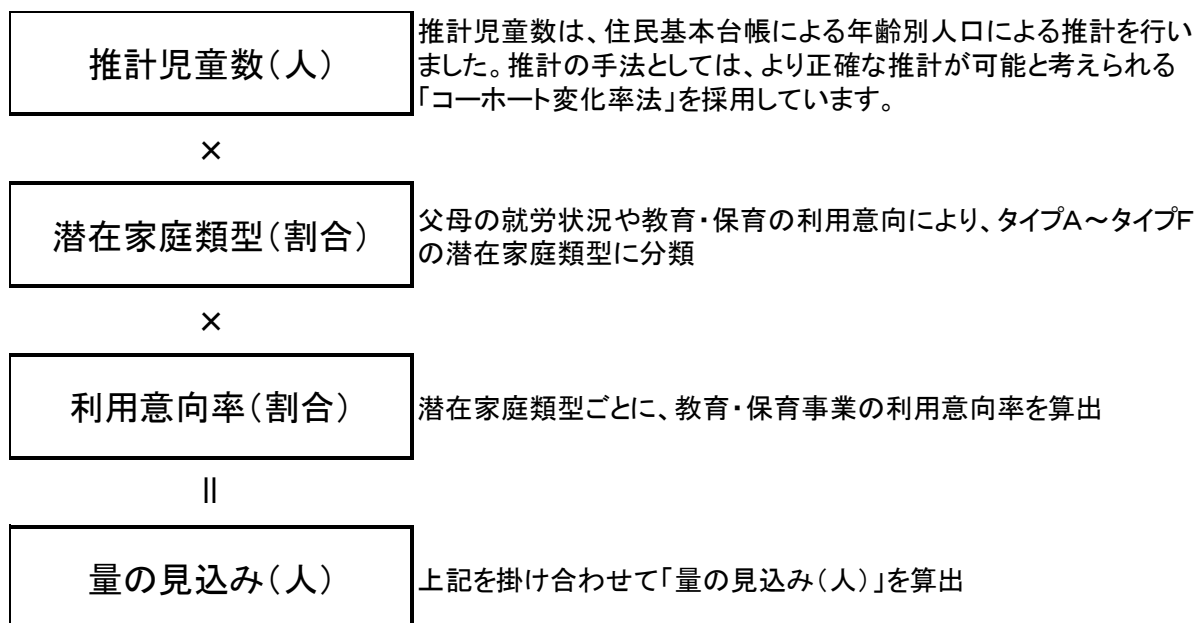


6 量の見込みについて

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みについては、本市が平成 25 年 12 月に実施しました「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の回答結果に基づき、各事業の教育・保育提供区域ごとに算出を行いました。本計画における算出については、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日付事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としています。なお、同手引きでは、地方版子ども・子育て会議における議論を踏まえて、より効果的・効率的な方法により量の見込みを算出することも可能であるとも記載されています。このため、本市でもいくつかの事業について、過去の実績等を反映して量の見込みの補正を行います。

○量の見込みの算出方法



(2) 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による年齢別人口による推計を行いました。推計の手法としては、より正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法」を採用しています。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
0 歳	637	614	599	582	565
1 歳	673	652	629	614	597
2 歳	668	692	671	647	632
3 歳	770	676	700	679	655
4 歳	741	773	679	703	682
5 歳	785	737	769	675	699
6 歳	857	787	739	771	677
7 歳	878	858	788	740	772
8 歳	836	880	860	790	742
9 歳	811	832	875	855	786
10 歳	925	808	829	871	851
11 歳	928	924	807	828	870

(3) 潜在家庭類型

潜在家庭類型は、ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」及び「将来の就労希望」を踏まえ算出しています。なお、家庭類型は国の基準に基づいた種類です。

(家庭類型の種類)

家庭類型	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭（父子家庭・母子家庭）
タイプ B	フルタイム×フルタイム（夫婦共働き）
タイプ C	フルタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：月 120 時間以上＋48 時間～120 時間の一部）
タイプ C´	フルタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：月 48 時間未満＋48 時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（夫）（夫婦のどちらかが働いている）
タイプ E	パートタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：双方が月 120 時間以上＋48 時間～120 時間の一部）
タイプ E´	パートタイム×パートタイム（夫婦共働き） （就労時間：いずれかが月 48 時間未満＋48 時間～120 時間の一部）
タイプ F	無業（無職）×無業（無職）（どちらも働いていない）

7 計画の体系

基本理念

子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生

基本目標1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

基本目標2 地域における子育て支援・保育サービス等の充実

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 子どもの健全育成

基本目標3 母親と乳幼児の健康の確保と増進

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

- 1 良質な住宅と良好な居住環境の確保
- 2 安全な道路交通環境の整備
- 3 安心して外出できる環境の整備
- 4 安全・安心なまちづくりの推進など

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- 1 切れ目ない支援施策

基本目標8 子どもの安全の確保

- 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等

第4章 計画の推進方策

基本目標 1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

1 教育・保育施設の充実

(1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状】

入園児童数（1号認定）は、平成21年度から720人前後で推移しており、平成26年5月1日現在では725人となっています。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量 の 見 込 み	1号認定	621	596	567	547	542
	2号認定	242	230	10	10	10
	小計①	863	826	577	557	552
② 確 保 方 策	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	760	760	735	865	865
	確認を受けない幼稚園	485	405	240	120	120
	小計②	1,245	1,165	975	985	985
小計②-小計①(過不足)		382	339	398	428	433

【確保方策について】

- ◆平成29年度以降、私立保育園・幼稚園が認定こども園に移行することにより、1号認定の定員設定施設が増加します。そのため、確保量について地域のニーズとの調整を図りながら、引き続き、3歳以上の入園児に対する充足した教育の提供と、子育て世代を支える環境を整備します。

(2) 保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状】

3歳以上の入所児童数（2号認定）は、平成21年度から過去5年間平均3%ずつ減少しており、平成26年4月現在では平成25年度から8%減少し、1,673人となっています。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	2号認定	1,523	1,454	1,522	1,479	1,438
②確保方策	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	1,598	1,540	1,598	1,585	1,585
（参考）認可外保育施設		57	57	57	57	57
②-①（過不足）		75	86	76	106	147

【確保方策について】

- ◆平成29年度以降、私立保育所・幼稚園が認定こども園に移行希望していること等により、2号認定の定員が全体で増加します。確保量については、地域のニーズとの調整を図りながら、引き続き、適正な利用定員を確保し、子育て世帯を支える環境を整備します。



(3) 保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

【市の現状】

3歳未満の入所児童数（3号認定）は、平成21年度から過去5年間平均1%ずつ減少しており、平成26年4月現在では936人となっています。また、3歳未満の入所児童数は各年の出生数の増減と連動しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の見込み	3号認定	1,106(187)	1,100(181)	1,126(274)	1,094(266)	1,064(259)
② 確保方策	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)	1,122(284)	1,122(284)	1,137(282)	1,130(280)	1,130(280)
(参考)認可外保育施設		57	57	57	57	57
②-①(過不足)		16	22	11	36	66

※ () 内の数字は、0歳児の人数です。

【確保方策について】

- ◆平成29年度以降、私立保育所・幼稚園が認定こども園に移行希望していること等により、3号認定の定員が全体で増加します。確保量については、地域のニーズとの調整を図りながら、引き続き、適正な利用定員を確保し、子育て世帯を支える環境を整備します。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業（0歳～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、子育て中の保護者や妊婦等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【市の現状】

平成26年度から「桐生市子育て支援センター内（1か所）」で実施しています。

【量の見込みと確保方策】

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の見込み（か所）	1	2	3	3	3
② 確保方策（か所）	1	2	3	3	3
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

【確保方策について】

- ◆平成29年度から、利用者支援事業に関する国の制度変更に対応し、利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」を合わせた子育て世代包括支援センター（利用者支援事業の類型別としては2か所）のほか、利用者支援事業「基本型」又は「特定型」を1か所で実施し、利用者支援事業の類型別としては、計3か所で実施できる体制を整備します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）（0歳～2歳）

【提供区域：市全域】

【事業概要】

子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する事業です。

【市の現状】

平成26年度からは、新たに市内の私立保育所2か所において本事業が開始され、桐生市子育て支援センター及び市内の私立保育所内にある地域子育て支援センター10か所の合計11か所で実施し、年間の延べ利用人数は47,200人（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①量の見込み（延べ人数）	46,275	45,803	44,420	43,117	41,966	
②確保方策	（延べ人数）	46,275	45,803	44,420	43,117	41,966
	（か所）	11	11	11	11	11
②－①（過不足）	0	0	0	0	0	

【確保方策について】

- ◆平成27年度以降も現状の体制を維持し、利用希望に対応できるように引き続き事業を実施します。

(3) 妊婦健康診査事業【提供区域：市全域】

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査及び保健指導を実施する事業です。

【市の現状】

平成 26 年度は、妊娠届（妊婦窓口相談を含む）件数 670 件（推計）に対し、14 回目までの公費助成を行い、延べ受診回数は、8,040 回（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	(人)	637	614	599	582	565
	(回)	7,644	7,368	7,188	6,984	6,780
確保方策		実施場所：群馬県内の医療機関等 実施体制：群馬県医師会所属医療機関等 検査項目：妊娠週数に応じた適正な健康診査 実施時期：受診票を交付した日から出産の日まで				

※量の見込みは、0 歳児の推計児童数とします。また、受診回数は過去の実績に基づく平均回数（12 回）として算出しています。

【確保方策について】

- ◆平成 27 年度以降も現状の体制を維持し、利用希望に対応できるように引き続き事業を実施します。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（0歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境等の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討や関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【市の現状】

平成26年度は、対象児650人（推計）に対し、訪問件数は598件（推計）となる見込みです。

【量の見込みと確保方策】

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（人）	637	614	599	582	565
確保方策	実施体制：桐生市母子保健推進協会に委託するとともに、市の保健師も訪問 実施機関：健康づくり課				

※量の見込みは、0歳児の推計児童数とします。

【確保方策について】

- ◆平成29年度以降は、桐生市母子保健推進協力会に委託するとともに、市の保健師も訪問します。

(5) - 1 養育支援訪問事業（0歳～5歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

養育支援が特に必要な就学前のお子さんを持つ家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【市の現状】

平成26年度は、訪問実家庭数320か所（推計）、訪問延べ件数（専門的相談支援数）が390件（推計）となる見込みです。本事業では、出生数が減少している中、対象になるお子さんの数は増加傾向にあります。

【量の見込みと確保方策】

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み（人）	390	390	390	480	480
確保方策	実施体制：市の保健師及び助産師が訪問 実施機関：健康づくり課				

【確保方策について】

- ◆平成27年度以降も現状の体制を維持し、引き続き事業を実施します。なお、平成29年度からは、市の保健師に加え、助産師も訪問します。

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）※16のさらなる機能強化を目的として、同協議会を構成する関係機関の連携強化の推進や、研修等の充実による担当職員の専門性強化を図るための事業です。

※16 要保護児童対策地域協議会（子どもを守るネットワーク）は、児童虐待の発生予防や早期発見と保護のため、関係機関が連携し、情報交換と支援の協議を行う場であり、全ての市町村に設置されています。なお、関係機関とは、市町村、児童相談所、福祉事務所、学校、幼稚園、保育所、民生児童委員、警察、医療機関等です。

【確保方策について】

- ◆本事業につきましては、子育て世代包括支援センターの体制整備に併せて、要保護児童対策に係る、より専門的な知識を深めるための研修会の開催など、実現可能な事業内容から順次整備します。



(6) 子育て短期支援事業（0歳～18歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。本事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業※10（再掲）及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業※11（再掲）があります。

※10（再掲）短期入所生活援助（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病などの理由により家庭において児童等を養育することが一時的に困難になった場合などに養育・保護する事業です。

※11（再掲）夜間養護等（トワイライトステイ）事業とは、保護者が仕事などの理由により平日の夜間、又は、休日に不在となり家庭において児童等を養育することが困難となった場合などに、生活の指導、食事の提供等を行う事業です。

【市の現状】

平成 26 年度は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業のみ実施しており、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は実施していません。短期入所生活援助（ショートステイ）事業では、利用希望者がいる場合には、すぐに対応できるように体制を整えています。

【量の見込みと確保方策】

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）		20	28	28	28	28
②確保方策 （延べ人数）	ショートステイ事業	13	14	14	14	14
	トワイライトステイ事業	7	14	14	14	14
	合計	20	28	28	28	28
②－①(過不足)		0	0	0	0	0

【確保方策について】

- ◆短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）については、利用希望に対応できるように、現状の体制を維持して引き続き事業を実施します。

- ◆夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、利用希望に対応できるように、現状の体制を維持して引き続き事業を実施します。



(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（0歳～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。

【市の現状】

本市では、本事業を「NPO 法人わたらせライフサービス」に委託し、実施しています。平成 26 年度は、活動件数が推計で 1,400 件となる見込みです。主な利用方法としては、「保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預りの援助」、「学童保育の迎え・帰宅後の預りの援助」及び「子どもの習い事等の送迎援助」などです。なお、本市では、病児・病後児を預かる“病児・緊急対応強化事業”を実施しておりません。

【量の見込みと確保方策】

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み(延べ人数)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②確保方策 (延べ人数)	子育て援助活動支援事業 (0歳～5歳)	740	740	740	740
	子育て援助活動支援事業 (小学生)	650	650	650	650
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	-	10	10	10
	合計	1,390	1,400	1,400	1,400
②-①(過不足)	▲10	0	0	0	0

【確保方策について】

- ◆本事業については、平成 27 年度以降も現状の体制を維持し、利用希望に対応できるように引き続き事業を実施します。
- ◆病児・緊急対応強化事業については、平成 29 年度から実施できるように、事業体制を整備します。

(8) 一時預かり事業 (0歳～5歳) 【提供区域：市全域】

【事業概要】

家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、認定こども園、保育所、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園・認定こども園（教育部分）における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【市の現状】

平成26年度の利用人数は、私立幼稚園全4か所と認定こども園（教育部分）全2か所のみで実施しており、年間の延べ利用人数は17,577人（推計）となる見込みです。

公立幼稚園全7か所においては、一時預かり事業（預かり保育）を実施しておらず、保護者が小中学校の諸行事等（授業参観やPTA活動等）に参加する場合などに限定して園児を預かる終了後保育を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (延べ人数)	1号による利用	3,885	3,699	23,100	37,980	37,981
	2号による利用	34,181	32,540	100	96	95
	合計	38,066	36,239	23,200	38,076	38,076
②確保方策 (延べ人数)	在園児対象型	38,066	36,239	23,200	38,076	38,076
③	-①(過不足)	0	0	0	0	0

【確保方策について】

- ◆私立幼稚園、認定こども園(教育部分)においては新制度施行前から、公立幼稚園では平成27年度から、一時預かり事業を実施しています。
- ◆平成29年度以降、新たに認定こども園に移行する施設でも、その教育部分在籍園児の利用希望に対応するため、一時預かり事業を実施します。

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く、保育所・認定こども園（保育部分）等）、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業（0歳～5歳））、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

【市の現状】

平成 26 年度の保育所と認定こども園（保育部分）で実施している一時預かり事業の年間延べ利用者数は 4,231 人（推計）、また、平成 26 年度のファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）で実施している 0 歳～5 歳児における年間活動件数は 740 件（推計）となる見込みです。なお、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、本市では実施しておりません。

【量の見込みと確保方策】

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
①量の見込み(延べ人数)	5,314	5,191	5,083	4,928	4,849	
②確保方策 (延べ人数)	一時預かり事業 (保育所・認定こども園(保育部分)等)	4,567	4,437	4,329	4,174	4,095
	子育て援助活動支援事業 (0歳～5歳)	740	740	740	740	740
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	7	14	14	14	14
	合計	5,314	5,191	5,083	4,928	4,849
②－①(過不足)	0	0	0	0	0	

【確保方策について】

- ◆一時預かり事業（保育所・認定こども園（保育部分）等）については、保護者の一時的な保育ニーズに応えられる体制が整えられていることから、今後も現状の体制を維持しながら、利用希望に対応できるように引き続き事業を実施します。
- ◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、平成 27 年度以降も現状の体制を維持し、利用希望に対応できるように引き続き事業を実施します。
- ◆子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、利用希望に対応できるように、現状の体制を維持して引き続き事業を実施します。

(9) 延長保育事業（0歳～5歳）【提供区域：市全域】

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施する事業です。

【市の現状】

平成26年度は、私立保育所全25か所のみ実施しており、年間の実利用人数が686人の見込みです。なお、公立保育所全4か所、認定こども園（保育部分）全2か所では本事業を実施しておりません。

【量の見込みと確保方策】

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）		760	736	1,085	1,120	1,092
②確保方策	（人）	760	736	1,147	1,184	1,154
	（か所）	30	30	31	32	32
②-①（過不足）		0	0	62	64	62

【確保方策について】

- ◆子ども・子育て支援新制度においては、保育短時間（8時間）と保育標準時間（11時間）の間に保育を利用した場合は、新たに延長保育事業の対象となり、公立保育所全4か所、・私立保育所全18か所、認定こども園全園9か所で実施しております。平成30年度から認定こども園1か所で実施予定となり、全32か所で実施します。
- ◆保育標準時間を超えて保育を利用した場合の延長保育事業については、従来と同様に私立保育所・認定こども園の全24か所で実施します。

(10) 病児・病後児保育事業（0歳～5歳、小学生）【提供区域：市全域】

【事業概要】

病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【市の現状】

本市では、病児保育事業（病児対応型事業）※17は未実施となっており、病気回復期の乳幼児や児童を対象にした病後児保育事業については、病後児対応型事業※12（再掲）を市内の私立保育所 1 か所、体調不良児対応型事業※13（再掲）を市内の私立保育所 8 か所で実施しています。平成 26 年度の延べ利用人数は、推計で 3,001 人（病後児対応型事業 12 人、体調不良児対応型事業 2,989 人）です。

※17 病児保育事業（病児対応型事業）とは、保育所や幼稚園等に通う乳幼児や児童が当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育等が困難な乳幼児や児童であり、かつ、保護者の一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、保育所等で預かり別室で看護師等が保育する事業です。

※12（再掲）病後児対応型事業とは、保育所や幼稚園等に通う乳幼児や児童が病後回復期にあつて、集団保育が困難な場合や病後回復期にある乳幼児や児童について、保護者が一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、保育所等で預かり別室で看護師等が保育する事業です。

※13（再掲）体調不良児対応型事業とは、乳幼児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、保育所等において緊急的・保健的な対応を図る事業です。

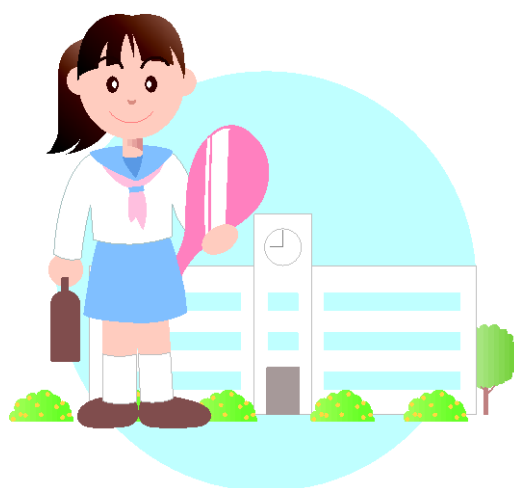
【量の見込みと確保方策】

区分			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み(延べ人数)			3,784	3,669	2,611	3,611	3,520
②確保方策	病児・病後児保育事業 (延べ人数)		3,755	3,659	2,654	3,750	3,656
	病児対応 型事業	か所	0	1	1	1	1
		延べ人数	0	100	100	100	100
	病後児 対応型 事業	か所	1	1	1	1	1
		延べ人数	75	75	75	75	75
	体調 不良児 対応型	か所	10	10	11	11	11
延べ人数		3,680	3,484	2,479	3,575	3,481	

ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) (病児・緊急対応強化事業) (延べ人数)	0	10	10	10	10
合計	3,755	3,669	2,664	3,760	3,666
②-①(過不足)	▲29	0	53	149	146

【確保方策について】

- ◆病児対応型事業については、平成 28 年度から新たに実施しており、引き続き事業を実施します。
- ◆病後児対応型事業については、利用実績を踏まえると、現状の供給体制で対応することは可能なため、利用希望者に引き続き対応できるように実施します。
- ◆体調不良児対応型事業については、各保育所等に入所している児童を対象とした事業であることから、保育所等へ安心して預けられる保育環境を充実するため、平成 29 年度から 11 か所で設置しています。
- ◆ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））については、平成 29 年度から事業を実施できるように、事業体制を整備します。



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の整備（小学生）【提供区域：小学校区域】

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

【市の現状】

放課後児童健全育成事業については、平成 26 年 5 月 1 日現在市内の全小学校（17 小学校）に設置されており、入所登録児童数は低学年が 747 人、高学年が 267 人で合計 1,014 人となっています。また、入所を希望する児童については、1 年生から 6 年生まですべて受け入れているため、待機児童はいません。なお、本市では、放課後子供教室は実施しておりません。

【量の見込みと確保方策】（市全域）

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	1,245	1,210	1,569	1,378	1,337
②確保方策（人）	1,598	1,684	1,762	1,810	1,810
うち放課後子供教室と一体的に実施（人）	0	300	700	1,300	1,810
うち放課後子供教室と連携して実施（人）	0	0	0	0	0
放課後子供教室の整備計画（か所数）※全 17 小学校	0	3	7	13	17
②－①（過不足）	353	474	193	432	473

※平成 30・31 年度の量の見込み（人）は、各クラブにおける年間平均利用児童数（国が示している利用児童数の算出方法に基づく）の合計を表記しています。なお、平成 29 年度の量の見込み（人）は、各クラブにおける利用希望児童数（1 年で一番利用が多い、夏休みの利用希望数）の合計を表記しています。

また、確保方策（人）については、各クラブにおける利用定員（各クラブの専用区画÷児童 1 人あたりの専用面積（1.65 m²）で算出）の合計を表記しています。

【確保方策について】

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、すべての利用希望

者に対応できるように、引き続き事業を実施します。

なお、小学校区域毎においては、施設の整備等を行い、利用希望に対応できる体制を整えます。

また、現在国が進めている女性が活躍できる社会の実現に向けた政策なども考慮し、すべてのクラブが19時まで開所できるように引き続き支援を行います。

【市内の全小学校（17小学校）における放課後児童クラブの確保方策】

<境野小学校>（現状：2クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	80	78	105	86	84
②確保方策（人）	120	120	120	120	120
②－①（過不足）	40	42	15	34	36

※平成30・31年度の量の見込み（人）は、各クラブにおける年間平均利用児童数（国が示している利用児童数の算出方法に基づく）の合計を表記しています（以下のクラブも同じ）。なお、平成29年度の量の見込み（人）は、各クラブにおける利用希望児童数（1年で一番利用が多い、夏休みの利用希望数）の合計を表記しています。

また、確保方策（人）については、各クラブにおける利用定員（各クラブの専用区画÷児童1人あたりの専用面積（1.65㎡）で算出）を表記しています（以下のクラブも同じ）。

<東小学校>（現状：1クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	60	59	75	45	44
②確保方策（人）	93	93	93	93	93
②－①（過不足）	33	34	18	48	49

<相生小学校>（現状：2クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	90	86	95	90	87
②確保方策（人）	117	117	117	117	117
②－①（過不足）	27	31	22	27	30

<天沼小学校>（現状：3クラブ（旧天沼幼稚園内））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	129	125	140	140	136
②確保方策（人）	213	213	213	213	213
②－①（過不足）	84	88	73	73	77

<川内小学校>（現状：1クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	84	82	110	90	84
②確保方策（人）	118	118	118	118	118
②-①（過不足）	34	36	8	28	34

<神明小学校>（現状：2クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	70	69	105	100	98
②確保方策（人）	77	77	115	115	115
②-①（過不足）	7	8	10	15	17

※平成28年度からすべての利用希望に対応できるように、小学校の余裕教室等を借用し、クラブ室として使用しています。

<広沢小学校>（現状：2クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	121	118	160	160	155
②確保方策（人）	77	163	163	163	163
②-①（過不足）	▲44	45	3	3	8

※平成27年度中に、工作室等を改修し、すべての利用希望に対応できる体制を整備しました。

<菱小学校>（現状：1クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	50	49	70	65	64
②確保方策（人）	72	72	72	72	72
②-①（過不足）	22	21	2	7	8

<南小学校>（現状：2クラブ（小学校敷地内の専用施設））

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（人）	80	78	87	80	78
②確保方策（人）	87	87	87	87	87
②-①（過不足）	7	9	0	7	9

<西小学校>（現状：2クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	120	116	130	90	85
②確保方策（人）	132	132	132	132	132
②－①（過不足）	12	16	2	42	47

<桜木小学校>（現状：1クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	92	90	100	80	77
②確保方策（人）	105	105	105	105	105
②－①（過不足）	13	15	5	25	28

<北小学校>（現状：1クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	25	24	45	30	29
②確保方策（人）	105	105	105	105	105
②－①（過不足）	80	81	60	75	76

<梅田南小学校>（現状：1クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	40	39	50	37	37
②確保方策（人）	52	52	52	52	52
②－①（過不足）	12	13	2	15	15

<新里東小学校>（現状：2クラブ（小学校敷地内の専用施設））

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	86	83	120	120	117
②確保方策（人）	86	86	126	126	126
②－①（過不足）	0	3	6	6	9

※平成 28 年度に、すべての利用希望に対応できるように専用施設の増築工事を行いました。

<新里中央小学校>（現状：2クラブ（小学校敷地内の専用施設））

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	81	79	120	115	113
②確保方策（人）	86	86	86	134	134
②-①（過不足）	5	7	▲34	19	21

※平成 29 年度に、すべての利用希望に対応できるように、施設の整備を行います。

<新里北小学校>（現状：1クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	20	19	37	35	34
②確保方策（人）	37	37	37	37	37
②-①（過不足）	17	18	0	2	3

<黒保根小学校>（現状：1クラブ（小学校内の余裕教室））

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（人）	17	16	20	15	15
②確保方策（人）	21	21	21	21	21
②-①（過不足）	4	5	1	6	6

【放課後子供教室の方向性について】

◆放課後子供教室については、平成 31 年度までに、市内のすべての小学校において、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の事業を実施するため、以下の内容等に取り組みます。

- ①平成 28 年度以降教育委員会に設置される「運営委員会」において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、事業計画等を決定・公表します。
- ②放課後子供教室活動の実施にあたっては、責任体制を文書化するなど明確にします。
- ③事業の実施主体である教育委員会と保健福祉部局の担当者が各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性や意義等について説明を行い、理解を求めます。
- ④共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるように、学校区ごとの定期的な打合せの場を設けます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【事業の方向性】

- ◆本事業については、必要に応じ慎重に検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【事業の方向性】

- ◆本市では、待機児童等がないため、本事業を実施しません。

基本目標 2 地域における子育て支援・保育サービス等の充実

1 地域における子育て支援サービスの充実

次代を担う子どもたちが地域との関わりの中で、健やかに生まれ育つことができる総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

(1) 訪問などによる育児相談・支援などを実施 [担当：子育て支援課、健康づくり課]

施策の概要	家庭児童相談員や保健師が、軽度な被虐待経験などの問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援などを実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	【子育て支援課】 家庭児童相談員等による訪問、電話、面接等の相談実施 553 件 【健康づくり課】 訪問などによる育児相談・支援 459 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー事業） [担当：子育て支援課]

施策の概要	出産後概ね 1 年以内の母親の疾病などの理由により、乳児の養育が困難な時の家庭における育児支援を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）で対応
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の推進 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	年間利用回数：1,373 回 ※病児・緊急対応強化事業は実施していない
事業目標 (平成 31 年度)	病児・緊急対応強化事業を実施し、すべての利用希望に対応できる体制を整備します。

(4) シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進 【担当：長寿支援課】

施策の概要	シルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、保育園等における長時間保育の補助、就学児童に対する放課後・土日などにおける学習・生活指導などの支援を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	登録会員数：27人(平成 26 年 3 月 31 日現在) 利用実績：0 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の全小学校(17 小学校) 27 クラブで実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての小学校で実施 ※各放課後子供教室と一体的に実施

(6) 放課後子供教室の充実 【担当：生涯学習課】 **再掲**

施策の概要	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての小学校で実施 ※各放課後児童クラブと一体的に実施

(7) 病児・病後児保育事業の推進 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	<p>病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。</p> <p>【病児対応型事業】</p> <p>保育所や幼稚園等に通う乳幼児や児童が当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育等が困難な乳幼児や児童であり、かつ、保護者の一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、保育所等で預かり別室で看護師等が保育する事業です。</p> <p>【病後児対応型事業】</p> <p>保育所や幼稚園等に通う乳幼児や児童が病後回復期にあって集団保育が困難な場合や病後回復期にある乳幼児や児童について、保護者が一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、保育所等で預かり別室で看護師等が保育する事業です。</p> <p>【体調不良児対応型事業】</p> <p>乳幼児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、保育所等において緊急的・保健的な対応を図る事業です。</p>
基準年実績 (平成 25 年度)	病児対応型事業：実施していません 病後児対応型事業：市内の私立保育所 1 か所で実施 体調不良児対応型事業：市内の私立保育所 7 か所で実施
事業目標 (平成 31 年度)	病児対応型事業：市内 1 か所で実施 病後児対応型事業：市内 1 か所で実施 体調不良児対応型事業：市内 11 か所で実施

(8) 子育て短期支援事業の推進 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実績：0 件 実施か所数：2 施設（桐育乳児園（桐生市）、東光虹の家（太田市）） ※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施しておりません
事業目標 (平成 31 年度)	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施

(9) 一時預かり事業の推進（保育所・認定こども園（保育部分）） [担当：子育て支援課、学校教育課] **再掲**

施策の概要	家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所や認定こども園（保育部分）において一時的に預かる事業です。
基準年実績 （平成 25 年度）	利用実績：4,117 人 実施か所数：市内の公立保育所 2 か所、私立保育所 19 か所、認定こども園（保育部分）全 2 か所
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(10) 一時預かり事業の推進（幼稚園・認定こども園（教育部分）） [担当：学校教育課] **再掲**

施策の概要	保護者の希望などにより、幼稚園や認定こども園（教育部分）において教育時間（基本は 10 時から 14 時までの 4 時間）の前後に、主に在園児を預かる事業です。
基準年実績 （平成 25 年度）	利用実績：17,348 人 ※公立幼稚園の終了後保育の人数を除く 実施か所数：市内の私立幼稚園全 4 か所、認定こども園（教育部分）全 2 か所 ※公立幼稚園全 7 か所では、一時預かり事業ではなく、終了後保育を実施
事業目標 （平成 31 年度）	市内のすべての公立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園（教育部分）で実施

(11) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の充実 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する事業です。
基準年実績 （平成 25 年度）	利用実績：42,509 人 実施か所数：桐生市子育て支援センター 1 か所、私立保育所内の子育て支援センター 9 か所
事業目標 （平成 31 年度）	桐生市子育て支援センター 1 か所、私立保育所内の子育て支援センター 10 か所の合計 11 か所で実施

(12) 利用者支援事業の実施 【担当：子育て支援課、健康づくり課】 **再掲**

施策の概要	子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、子育て中の保護者や妊婦等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	基本型：1 か所 母子保健型：1 か所 基本型又は特定型の1 か所で実施

(13) 子育てサロン（公立）、公開保育（私立）の充実 【担当：子育て支援課】

施策の概要	保育所を活用して未就園児と保護者に遊び場と交流の場として提供し子育てを支援します。
基準年実績 (平成 25 年度)	保育所を活用して未就園と保護者に保護者に遊び場と交流の場を提供。公立保育所全 4 か所・私立保育所全 25 か所において実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で実施

(14) 保育所地域活動事業 【担当：子育て支援課】

施策の概要	世代間交流や育児講座及び地域の特性に応じた保育需要への対応などの事業を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	各保育所においてそれぞれの特徴ある事業を実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で実施

(15) 医療的ケア支援事業の推進 【担当：福祉課】

施策の概要	看護師が配置されていない通所施設、保育園、幼稚園において医療的ケア（導尿、たんの吸引、経管栄養など）を必要とする未就学の障害児に対し、訪問看護師などを派遣して医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担を軽減する事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 28 年度から実施しているため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(16) 子育て世代包括支援センターの推進 【担当：子育て支援課、健康づくり課】

施策の概要	妊娠期から子育て期（18 歳まで）の様々なニーズに対して、総合的に相談や支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを整備します。
基準年実績 （平成 25 年度）	平成 28 年度から実施しているため、実績なし
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

2 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供を行います。また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、サービスに関する情報の提供を実施し、併せてサービスの評価を行う仕組みの導入についても取り組んでいきます。

(1) 延長保育事業の推進 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施する事業です。
基準年実績 （平成 25 年度）	利用実績（延べ人数）：704 人 実施か所数：私立保育所全 25 か所
事業目標 （平成 31 年度）	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で実施

(2) 休日保育事業の推進 [担当：子育て支援課]

施策の概要	日曜日や祝日において、保護者の勤務などによって保育の必要な乳幼児を保育します。
基準年実績 （平成 25 年度）	利用実績：733 人 実施か所数：私立保育所 2 か所
事業目標 （平成 31 年度）	市内 3 か所で実施

(3) 障害児保育事業の推進 [担当：子育て支援課]

施策の概要	障害を持った乳幼児を保育所等で保育することにより、障害児の健全な育成に寄与するとともに、福祉の増進を図る事業です。
基準年実績 （平成 25 年度）	実施か所数：公立保育所全 4 か所、私立保育所全 25 か所、認定こども園（保育部分）1 か所で受け入れ
事業目標 （平成 31 年度）	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で受け入れ

(4) 病児・病後児保育事業の推進 【担当：子育て支援課】 **再掲**

<p>施策の概要</p>	<p>病気や病気回復期の乳幼児や児童で、保護者に就労などの理由があり、家庭で保育できない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。</p> <p>【病児対応型事業】</p> <p>保育所や幼稚園等に通う乳幼児や児童が当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育等が困難な乳幼児や児童であり、かつ、保護者の一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、保育所等で預かり別室で看護師等が保育する事業です。</p> <p>【病後児対応型事業】</p> <p>保育所や幼稚園等に通う乳幼児や児童が病後回復期にあつて、集団保育が困難な場合や病後回復期にある乳幼児や児童について、保護者が一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、保育所等で預かり別室で看護師等が保育する事業です。</p> <p>【体調不良児対応型事業】</p> <p>乳幼児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、保育所等において緊急的・保健的な対応を図る事業です。</p>
<p>基準年実績 (平成 25 年度)</p>	<p>病児対応型事業：実施していません</p> <p>病後児対応型事業：市内の私立保育所 1 か所で実施</p> <p>体調不良児対応型事業：市内の私立保育所 7 か所で実施</p>
<p>事業目標 (平成 31 年度)</p>	<p>病児対応型事業：市内 1 か所で実施</p> <p>病後児対応型事業：市内 1 か所で実施</p> <p>体調不良児対応型事業：市内 11 か所で実施</p>

(5) 一時預かり事業の推進 (保育所・認定こども園 (保育部分)) 【担当：子育て支援課、学校教育課】 **再掲**

<p>施策の概要</p>	<p>家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所や認定こども園 (保育部分) において一時的に預かる事業です。</p>
<p>基準年実績 (平成 25 年度)</p>	<p>利用実績：4,117 人</p> <p>実施か所数：市内の公立保育所 2 か所、私立保育所 19 か所、認定こども園 (保育部分) 全 2 か所</p>
<p>事業目標 (平成 31 年度)</p>	<p>継続して実施</p>

(6) 低年齢児保育事業の推進 [担当：子育て支援課]

施策の概要	保育所や認定こども園（保育部分）における低年齢児（0～2 歳）の受け入れを行います。
基準年実績 （平成 25 年度）	実施か所数：市内の公立保育所全 4 か所、私立保育所全 25 か所、認定こども園（保育部分）全 2 か所で受け入れ
事業目標 （平成 31 年度）	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で受け入れ

(7) 第三者による評価事業の推進 [担当：子育て支援課]

施策の概要	公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から保育サービスを評価します。
基準年実績 （平成 25 年度）	未実施保育所への啓発推進
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(8) 保育施設整備の推進 [担当：子育て支援課]

施策の概要	市の整備計画に基づき、施設整備を推進します。
基準年実績 （平成 25 年度）	実施か所数：私立保育所 1 か所
事業目標 （平成 31 年度）	整備計画に基づき、継続して実施

(9) 第 3 子以降保育料無料化の推進 [担当：子育て支援課、学校教育課]

施策の概要	第 3 子以降における幼稚園、認定こども園及び保育所の保育料を無料化することにより、子育て世帯の負担を軽減します。
基準年実績 （平成 25 年度）	所得が低い世帯などの要件に該当する世帯に対して実施 ※平成 26 年度からは、所得制限を撤廃し、実施
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(10) 医療的ケア支援事業の推進 【担当：福祉課】 **再掲**

施策の概要	看護師が配置されていない通所施設、保育園、幼稚園において医療的ケア（導尿、たんの吸引、経管栄養など）を必要とする未就学の障害児に対し、訪問看護師などを派遣して医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担を軽減する事業です。
基準年実績 （平成 25 年度）	平成 28 年度から実施しているため、実績なし
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、関係諸団体との子育て支援サービスのネットワーク形成を促進し、地域の連携により子育て支援を図ります。

(1) 子育て支援マップ・ガイドブックの作成・配布及び子育てバリアフリーの意識啓発等の推進 [担当：子育て支援課]

施策の概要	各種の子育て支援サービスなどが利用者に十分周知されるよう、マップやガイドブックを作成・配付するとともに、子ども連れの人が安心して外出できるように、周囲が思いやりをもって行動するなど、意識啓発の取り組みを推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	様々な子育て関連情報が記載されている「いきいき子育てガイドブック」を作成し、配布
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 子育て専用ホームページの充実 [担当：子育て支援課]

施策の概要	桐生市ホームページ、子育て応援サイト「ママフレ」及び子育てポータルサイト「おやここ」において子育てに関する情報、サービスなどの周知を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	子育て専用ページにおいて、子育て支援に関する記事を掲載 ※平成 26 年度からは子育て応援サイト「ママフレ」、平成 27 年度からは子育てポータルサイト「おやここ」を開設し、さらなる充実を図りました
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 広報きりゅうに子育て Q&A 掲載 [担当：子育て支援課]

施策の概要	広報きりゅうにおいて、子育てに関する Q&A を掲載し、子育て中の保護者などに指導・助言を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	広報きりゅうにおいて、毎月子育てに関する様々な Q&A を掲載
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 子育てサロン（公立）、公開保育（私立）の充実 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	保育所を活用して未就園児と保護者に遊び場と交流の場として提供し、子育てを支援します。
基準年実績 (平成 25 年度)	保育所を活用して未就園と保護者に保護者に遊び場と交流の場を提供。公立保育所全 4 か所・私立保育所全 25 か所において実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で実施

(5) 民生委員児童委員・主任児童委員との連携の推進 【担当：福祉課、子育て支援課】

施策の概要	地域において、様々な相談に応じ必要な援助を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	民生委員児童委員 283 人による相談受付 546 件 主任児童委員による「子育て小屋」の実施（2 ヶ月に 1 度）
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(6) 母子保健推進員の活動の周知 【担当：健康づくり課】

施策の概要	子育てに対する不安感を取り除き、子育ての楽しさが実感できるよう支援します。
基準年実績 (平成 25 年度)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）とともに対象者 100% に周知 ※乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）対象者 608 人
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(7) 家庭児童相談室の充実 【担当：子育て支援課】

施策の概要	子どもの問題が複雑化している家庭における児童の健全育成を図るために相談体制の充実を図ります。また、東部児童相談所など関係機関と連携し、迅速に対応します。
基準年実績 (平成 25 年度)	相談員の知識向上、技術向上（職員体制：職員 2 名、嘱託 2 名）
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(8) ファミリー・サポート・センター事業の推進 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	年間利用回数：1,373 回 ※病児・緊急対応強化事業は実施していない
事業目標 (平成 31 年度)	病児・緊急対応強化事業を実施し、すべての利用希望に対応できる体制を整備します。

(9) 子育て短期支援事業の推進 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実績：0 件 実施か所数：2 施設（桐育乳児園（桐生市）、東光虹の家（太田市）） ※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施しておりません
事業目標 (平成 31 年度)	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施

4 子どもの健全育成

全ての児童等を対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童等が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

また、子どもの健全育成を図る上で、学校等の社会資源や子ども会などを活用した取組を進めるとともに、非行、虐待及びいじめなどの問題を抱える家庭等に対して、児童相談所、学校、警察、地域ボランティアなどの関係団体による支援ネットワークの整備を進め、地域ぐるみでの協力体制を整備します。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の全小学校（17 小学校）27 クラブで実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての小学校で実施 ※各放課後子供教室と一体的に実施

(2) 放課後子供教室の充実 [担当：生涯学習課] **再掲**

施策の概要	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての小学校で実施 ※各放課後児童クラブと一体的に実施

(3) 大規模な児童施設（児童館など）の整備 [担当：子育て支援課]

施策の概要	児童の健全育成の拠点となる大規模な児童施設（児童館など）については、県などに要望するとともに、現在本市で行っている老朽化した市有施設の大規模改修や建替えの研究・検討に合わせ、児童施設（児童館）を含めた複合施設としての在り方等を研究・検討します。なお、児童館以外の遊び場の整備については、公民館や公園などの公共施設の状況を総合的に踏まえ、また、近隣の関連自治体を参考にしながら、研究・検討します。
基準年実績 （平成 25 年度）	研究・検討中
事業目標 （平成 31 年度）	研究・検討の結果を踏まえ、対応

(4) 保育所、幼稚園及び認定こども園の園庭・園舎開放による子育て相談や未就園児の親子登園の推進 [担当：子育て支援課、学校教育課]

施策の概要	各施設の園庭や園舎を開放することにより、保護者の子育て相談や未就園児の親子登園を推進します。
基準年実績 （平成 25 年度）	市内の保育所、幼稚園及び認定こども園で実施
事業目標 （平成 31 年度）	市内のすべての公立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園で実施

(5) 幼稚園などへの訪問相談の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	市立教育研究所では、幼稚園経験豊かな相談員による幼稚園などへの訪問相談の充実を図り、保護者の子育て支援に努めます。
基準年実績 （平成 25 年度）	毎学期の定期訪問 7 回 合計 21 回、要請訪問 4 回、合計 25 回実施
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(6) 児童虐待防止連絡協議会の充実（要保護児童対策地域協議会） [担当：子育て支援課]

施策の概要	児童虐待について、迅速な対応が可能となるよう教育、医療、保健、福祉、警察、人権団体など関係者による連絡協議会の充実を図ります。
基準年実績 （平成 25 年度）	要保護児童対策地域協議会 代表委員会：2 回、実務者会議：3 回、ケース検討会：9 回
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(7) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）機能強化事業の推進

【担当：子育て支援課】

施策の概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）のさらなる機能強化を目的として、同協議会を構成する関係機関の連携強化の推進や、研修等の充実による担当職員の専門性強化を図るための事業です。
基準年実績 （平成 25 年度）	平成 28 年度から実施する予定のため、実績なし
事業目標 （平成 31 年度）	事業を実施

(8) 家庭教育「心のきらめき」事業 【担当：生涯学習課】

施策の概要	児童・生徒の健全な育成と家庭教育の向上を目指し、家庭相互の人間関係づくりや家庭教育力の向上に努めます。
基準年実績 （平成 25 年度）	家庭教育「心のきらめき」事業を実施：公立幼稚園 7 か所、小学校 17 校、中学校 10 校、特別支援学校 1 校 公立幼稚園、小・中・特別支援学校、各々 1～2 回実施（講演・講義） 幼稚園 7 件 605 人参加 小学校 18 件 1,049 人参加 中学校・特別支援学校 12 件 1,186 人参加
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(9) PTA 活動の推進 【担当：生涯学習課】

施策の概要	子どもの健全な育成を図るため家庭・学校・社会と連携を深めるよう PTA 活動を支援します。
基準年実績 （平成 25 年度）	公立幼稚園 P T A 指導者講習会 2 回開催予定 140 人参加 P T A 指導者講習 1 回開催 81 人参加 P T A 会長・校長研修会 1 回 56 人参加
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(10) 子ども会育成団体連絡協議会活動の推進 【担当：青少年課】

施策の概要	地域の子ども会を育成するために、年間を通じて企画立案し、子どもが喜んで参加し、地域の人たちと交流できる場を提供し、側面から健全育成を支援します。
基準年実績 （平成 25 年度）	ドッジボール大会、子ども会交歓会、親善球技大会、上毛かるた大会、野外体験事業等、臨海子ども会などを実施
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(11) 子ども会リーダーズクラブ (KLC) 活動の推進 [担当：青少年課]

施策の概要	子ども会の活動支援、ボランティア活動、自主活動を通し、リーダーとしての資質を高め、支援活動をスムーズに行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	リーダーの心構え、行事の持ち方、野外活動及びレク指導等の研修を通じて触れ合いを学ぶことを実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(12) 子どもアシストセンター事業の推進 [担当：青少年課]

施策の概要	子どもからの相談を常時受けられる相談受付を市立青年の家内に行っています。
基準年実績 (平成 25 年度)	ボランティア相談業務を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(13) 講座事業の充実 [担当：図書館]

施策の概要	乳幼児から小学校低学年を対象に開催している「おはなし会」を通して、子どもに本の楽しさを伝え、本に親しむ機会を提供します。また、「桐生に伝わる民話を聞こう」では、市内各小学校に出向き、子どもたちが桐生の民話を楽しむことで郷土に親しむ機会をつくれます。
基準年実績 (平成 25 年度)	[本館] 「おはなし会」 毎月 午前 11 時～午前 11 時 30 分 2～3歳児向けおはなし会 第3木曜日 実施回数 10回 参加者 52人、 4～5歳児向けおはなし会 第2土曜日 実施回数 12回 参加者 184人、 5～6歳児向けおはなし会 第4土曜日 実施回数 11回 参加者 156人 「桐生に伝わる民話を聞こう」 市内の小学校(8校)で実施 参加者 1,237人 [新里] 「おはなし会」 毎月 午前 11 時～午前 11 時 30 分 第2土曜日 実施回数 11回 参加者 223人、第4土曜日 実施回数 10回 参加者 116人
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(14) ヤングテレホン相談事業の推進の推進 [担当：青少年課]

施策の概要	多様化する青少年の悩みに対応するため、専門相談員を配置し、相談しやすい環境の整備に努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	電話相談件数：117 件、電子メール相談件数：33 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(15) 家庭健全化運動の推進 [担当：青少年課]

施策の概要	家庭や地域の教育力の回復と「明るい家庭・地域づくり運動推進市民大会」や「地区青少年愛育運動」などを充実し、市民総ぐるみの家庭健全化運動を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	明るい家庭・地域づくり運動や、推進市民大会開催、運動推進標語等
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(16) 就学援助事業 [担当：学校教育課]

施策の概要	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とした事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 25 年度対象児童・生徒数：772 人 小学校：要保護 19 人 準要保護 438 人 中学校：要保護 19 人 準要保護 296 人 支給費目：学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学用品費、給食費、医療費（要保護者には修学旅行費、医療費のみを支給）
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施



基本目標 3 母性と乳幼児の健康の確保と増進

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の充実を図ります。

また、妊娠及び出産が安全かつ快適であるとともに、主体的な選択が可能であるなど母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図り、妊婦に対する出産準備教育や相談の場を提供していきます。

(1) 妊産婦訪問指導の充実 [担当：健康づくり課]

施策の概要	妊産婦に対して日常生活指導を行い、疾病の予防や早期発見に努めるとともに健康の保持、増進を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	保健師、委託助産師が家庭訪問を実施（必要に応じて産後うつ質問票を利用して支援） 670 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 新生児・乳児訪問指導の充実 [担当：健康づくり課]

施策の概要	全出生児を対象に新生児及び乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防など育児上必要な事項について助言をします。
基準年実績 (平成 25 年度)	保健師、委託助産師が家庭訪問を実施 790 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 「ママ&パパ教室」の開催 [担当：健康づくり課]

施策の概要	妊婦及び夫に対し、学習や先輩ママとの交流の場を提供することによって、相互間のコミュニケーションを通じて連帯感を持たせ、出産・育児に自信が持てるようにします。
基準年実績 (平成 25 年度)	産前編 3 日間×5 コース全 15 回、実 79 人初妊婦の参加率 26.5%（産後編 1 日間×5 コース全 5 回実 54 人）
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施 (産後編は新規事業の「ひよこクラス」へ移行)

(4) 母乳育児相談の推進 [担当：健康づくり課]

施策の概要	母親の授乳の不安を解消し、母乳による育児に取り組めるよう支援をします。
基準年実績 (平成 25 年度)	29回開催し、妊婦215人(3か月児健診時の母乳育児率 61.3%)が参加
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 妊婦の喫煙とその家族の喫煙に対する指導・教育の実施 [担当：健康づくり課]

施策の概要	妊婦の禁煙とその家族の喫煙に対する指導方法を確立し、教育を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	妊娠届出時にて喫煙妊婦全員に個別指導 28件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(6) 定期的な家庭訪問の実施(支援が特に必要な妊産婦・乳幼児) [担当：健康づくり課]

施策の概要	保健師などの母子保健に関わるスタッフが家庭訪問を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	養育支援家庭訪問事業とともに実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(7) 母子保健推進員活動の充実 [担当：健康づくり課]

施策の概要	地域に密着した子育て支援を推進し、妊娠や出産に関する不安・悩み・問題点などを把握し、早期に対処できるように市と連携を進めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	推進員：131人、活動件数：6,078件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(8) 母子健康手帳の交付 [担当：健康づくり課]

施策の概要	母性の保護、育児などの知識の普及、不安の軽減及び相談・助言をします。
基準年実績 (平成 25 年度)	689人の交付者へ100%の指導を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(9) しあわせ妊婦健康診査受診票の交付 【担当：健康づくり課】 **再掲**

施策の概要	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診票を 14 枚交付します。
基準年実績 (平成 25 年度)	受診票利用件数 8,269 枚
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(10) マタニティ&チャイルドマーク車用ステッカー等の交付 【担当：健康づくり課】

施策の概要	妊婦・出産・育児に関する安全性と快適さの確保を目的とし、妊産婦や乳幼児にやさしい環境づくりを推進するため、専用ステッカー及びキーホルダーを交付します。
基準年実績 (平成 25 年度)	車用ステッカーの交付数：751 枚、キーホルダーの交付数：18 個
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(11) 不妊治療費の助成 【担当：健康づくり課】

施策の概要	不妊治療には多額な費用と精神的負担が大きいため、少子化対策の一環として、不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	申請者 58 件へ助成
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(12) 保健師による「お誕生コール」の実施 【担当：健康づくり課】

施策の概要	出産直後の母親へ保健師が電話することによって、出産後の状況を早期から把握し、子どもの成長・発達に見合った対応をします。
基準年実績 (平成 25 年度)	保健師の電話連絡 671 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(13) 養育医療給付事業の推進 [担当：健康づくり課]

施策の概要	入院加療を必要とする未熟児（1歳未満）に対して、指定医療機関における医療費の自己負担について公費負担します。
基準年実績 （平成 25 年度）	給付数 39件
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(14) 予防接種の実施 [担当：健康づくり課]

施策の概要	新生児・乳児訪問時に予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、麻しん風しん混合、水痘、四種混合、日本脳炎など）の必要性を説明し、定期予防接種予診票を配布し、実施します。また、未接種者には、各種乳幼児健康診査時等に早期接種を勧めます。
基準年実績 （平成 25 年度）	乳幼児個別予防接種 79.7%（ポリオも個別接種に移行）
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(15) 乳幼児健康診査の実施（3か月、7か月、1歳6か月、2歳児歯科、3歳児）**[担当：健康づくり課]**

施策の概要	3か月児、7か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児において各年齢で注意すべき病気や障がいの早期発見や育児不安の軽減に努めます。
基準年実績 （平成 25 年度）	平均受診率 91.2%
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(16) ブックスタート事業の推進 [担当：図書館]

施策の概要	赤ちゃんと保護者が絵本を介して、心触れ合うひとときのきっかけを作るために、7か月児健康診査の際に、地域全体で子育てを支援しているというメッセージを込め、ボランティアによる読み聞かせを行うとともに絵本を贈呈します。
基準年実績 （平成 25 年度）	桐生市保健福祉会館 15回 492人、新里総合センター 10回 113人、黒保根保健センター 2回 3人 合計 27回 608人
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(17) 離乳食講習の実施 [担当：健康づくり課]

施策の概要	栄養や調理法について、講話や実習を通して、具体的な情報を提供します。
基準年実績 (平成 25 年度)	もぐもぐ離乳食：12 回実施。第 1 子を持つ母親 264 人のうち参加率 71.7% (ステップアップ離乳食：25 回実施)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(18) 育児相談の実施 [担当：健康づくり課]

施策の概要	育児不安解消のため相談に対応します。
基準年実績 (平成 25 年度)	育児不安解消のための相談に対応 30 回 638 件 (実人員 225 人)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(19) 「すくすく親子教室」の開催 [担当：健康づくり課]

施策の概要	1 歳 6 か月児・2 歳児歯科・3 歳児健康診査等の事後措置として開催し、児の発達及び保護者の支援をします。
基準年実績 (平成 25 年度)	6 日間×3 コース 実 78 人(延 322 人)、63 組に通知 39 組参加 参加率 61.9%
事業目標 (平成 31 年度)	平成 26 年度まで実施していた「なかよし親子教室」と統合し、継続して実施

(20) 事故予防のパンフレット作成・配布 [担当：健康づくり課]

施策の概要	乳幼児健康診査会場などにおいて、事故予防のパンフレットの配布と説明を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	7 か月健診時に受診者へ配布
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(21) 乳幼児の事故・突然死症候群予防対策の推進 [担当：健康づくり課]

施策の概要	妊娠や出生の届出時、健康診査、家庭訪問、教室などにおいて、乳幼児突然死症候群の予防対策を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	妊娠届出時にパンフレットによる周知と指導、妊娠届出者へ 100%実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(22) 「1歳児かみかみ教室」の開催 [担当：健康づくり課]

施策の概要	栄養士及び歯科衛生士の講話と歯みがき指導を行い、早期からのむし歯予防に努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	18回 649人 (参加率 81.5%)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(23) 歯科相談・フッ化物歯面塗布の推進 [担当：健康づくり課]

施策の概要	1歳6か月～2歳児歯科、3歳児健診などで推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	1歳6か月、2歳児歯科、3歳児健康診査で実施、平均受診率 87.5%
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(24) フッ化物洗口についての取組 [担当：子育て支援課、学校教育課]

施策の概要	歯みがきに加えて、歯質そのものを強化し、むし歯を予防します。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などで実施 ※すべての施設で実施しているわけではありません。
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(25) 親と子の良い歯のコンクール地区審査会 [担当：健康づくり課]

施策の概要	3歳児健康診査受診者の中から良い歯を持つ親子を表彰し、歯科保健に対する意識啓発をします。
基準年実績 (平成 25 年度)	対象者 7 組、参加者 6 組 (参加率 85.7%)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(26) 「むし歯予防教室」の開催 [担当：健康づくり課]

施策の概要	市内の各園に入園している年長児を対象として6歳臼歯を中心とするむし歯予防・歯みがき指導をします。また、フッ化物洗口などのむし歯予防に関する情報提供を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	40 回開催し、園児 832 人 (95.6%)、保護者 626 人 (75.2%) に実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(27) 子ども福祉医療費助成事業 [担当：医療保険課]

施策の概要	中学校 3 年生までの子どもに対して、保健の向上と福祉の増進を図るために医療費を助成します。
基準年実績 (平成 25 年度)	中学校 3 年生までの全診療における自己負担分を助成 受給者数：12,692 人、助成額：414,274 千円
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(28) 各種健康診断事業の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	学校保健の向上及び進展を目指し、学校保健安全法に基づく市立各学校・幼稚園の児童・生徒・園児等の各種健康診断を実施する事業を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	心臓健診・結核健診・(ぎょう虫検査)・尿検査・貧血検査等の実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施 ※学校保健安全法の改正により、ぎょう虫検査の廃止 (平成 28 年度～)

(29) 不育症治療費の助成 [担当：健康づくり課]

施策の概要	少子化対策の一環として、不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 29 年度から実施するため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(30) 母乳外来利用費の助成 【担当：健康づくり課】

施策の概要	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、円滑な母乳育児を行うこととて出産後の育児不安を軽減し、産後うつを予防を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 29 年度から実施するため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(31) 母子支援プログラム 【担当：健康づくり課】

施策の概要	子育て支援にニーズのある保護者に対して、保護者支援プログラムである NP プログラムやペアレントプログラムを実施することにより、子育て不安の軽減を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 29 年度から実施するため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(32) ひよこクラス 【担当：健康づくり課】

施策の概要	親子の交流や育児相談などを通して、愛着形成の確立や育児に関する知識の普及を行い、育児不安の軽減を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 29 年度から実施するため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(33) 産婦健康診査 【担当：健康づくり課】

施策の概要	出産後の初期段階において健康診査による早期介入を行い、産後うつを予防及び早期発見並びに新生児への虐待予防を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 29 年度から実施するため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(34) 産前・産後サポート・産後ケア事業 [担当：健康づくり課]

施策の概要	妊産婦などが抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、助産師などによる相談を行うほか、産後に心身の不調又は育児不安を持つ母親を対象として、医療機関などにおいて、心身のケアや育児のサポートなどを行い、安心して子育てができる環境の確保を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 28 年度から実施しているため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

2 食育の推進

桐生市食育推進計画に基づき、乳幼児期から生活のリズムをつくるために、「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣を身につけることや、家族と一緒に食卓を囲み、基本的なマナーの習得や食に対する感謝のこころを育て豊かな人間形成の基礎となるよう「共食」を推進します。

(1) 家庭への配布物による食の情報提供や啓発 [担当：子育て支援課、学校給食中央共同調理場]

施策の概要	給食の献立表などの配布物と併せて、食に関する情報を提供し、児童の健全育成を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	「給食だより」などを作成し、配布
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 学校給食の提供 [担当：学校給食中央共同調理場]

施策の概要	園児や児童・生徒に安全・安心な学校給食を提供します。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の公立幼稚園・小学校・中学校に安全・安心でおいしい給食を提供。 栄養バランスと嗜好性、経済性また地場産業等に配慮した献立作成と食材の選定、調理方法の研究により、安心安全でおいしく内容豊かな給食の提供と充実に努めた。 また、アレルギー対策としてアレルギーの詳細資料を配布するとともに、牛乳の代替食として麦茶、卵を主とする料理の代替食として卵アレルギーのないソーセージを提供した。
事業目標 (平成 31 年度)	市内の公立幼稚園・小学校・中学校・群馬県立桐生特別支援学校に安全・安心でおいしい給食を提供する。 栄養バランスと嗜好性、経済性また地場産業等に配慮した献立作成と食材の選定、調理方法の研究により、安心・安全でおいしく内容豊かな給食の提供と充実に努める。 また、アレルギー対策としてアレルギーの詳細資料を配布するとともに、牛乳の代替食として麦茶、卵を主とする料理の代替食として卵アレルギーのないウィンナー等を提供する。

(3) 食に関する講座の開催（保育所・幼稚園・認定こども園）

[担当：子育て支援課、学校教育課]

施策の概要	食に関する指導を充実し、食の正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	調理実習に併せ、園児に対し、望ましい食習慣を啓発
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 食に関する講座の開催（小・中学校） [担当：学校教育課、学校給食中央共同調理場]

施策の概要	食に関する指導を充実し、食の正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	栄養教諭および学校栄養職員による児童、生徒及び保護者を対象にした食に関する指導を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 作物収穫のよろこび体験（保育所・幼稚園・認定こども園）

[担当：子育て支援課、学校教育課]

施策の概要	夏野菜・芋ほりなど、季節によって色々な野菜の収穫を通して食の喜びを体験させます。
基準年実績 (平成 25 年度)	保育所、幼稚園及び認定こども園の園庭などで、園児が野菜を育て、収穫する体験を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(6) 食事に対する悩み相談の支援（保育所・幼稚園・認定こども園）

[担当：子育て支援課、学校教育課]

施策の概要	偏食・アレルギーなどの相談に応じ、食事のとり方や調理の工夫など助言します。
基準年実績 (平成 25 年度)	保育所、幼稚園及び認定こども園におけるアレルギー対応として、除去食を提供するなどの対応を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(7) 園児の調理実習の推進（保育所・幼稚園・認定こども園）

【担当：子育て支援課、学校教育課】

施策の概要	調理の楽しさや食事の大切さ、ものを大切にすることを学びます。
基準年実績 （平成 25 年度）	保育所、幼稚園及び認定こども園において、調理実習等を実施
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(8) 乳幼児に対する栄養指導 【担当：健康づくり課】

施策の概要	離乳食講習・各種健康診査・育児相談・各種教室などで、規則正しい食習慣の形成や家族と一緒に食べること（共食）の大切さ等を普及啓発し、家庭における食育の推進を支援します。平成 29 年度から、すこやか栄養相談を実施し、個別対応の栄養相談を実施します。
基準年実績 （平成 25 年度）	各種健診、教室、育児相談、電話相談などで実施（地域保健報告数 2,542 件）
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(9) 地域活動における食育の推進 【担当：健康づくり課】

施策の概要	桐生市食生活改善推進協議会と連携し、幼児期から学童期までの食育の普及に努めます。
基準年実績 （平成 25 年度）	おやこの食育教室、出前食育教室、調理実習等で実施
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(10) インターネットを活用した情報提供 【担当：子育て支援課、健康づくり課、農業振興課、生涯学習課、学校教育課、学校給食中央共同調理場】

施策の概要	桐生市ホームページにおいて食育コーナーを開設し、各課の取り組みや食育情報を掲載します。
基準年実績 （平成 25 年度）	開設に向け準備
事業目標 （平成 31 年度）	開設し継続

3 思春期保健対策の充実

10代における人工妊娠中絶、性感染症に関わる問題などに対応するため、性に関する健全な意識の醸成と知識の普及を図ります。また、喫煙や薬物などに関する教育や相談の体制を整備していきます。

(1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進 [担当：学校教育課、青少年課]

施策の概要	<p>近年、青少年による喫煙・飲酒行動や薬物乱用が低年齢化しており、個人的要因とともに、周囲の人の行動や態度、マスメディアなど社会的要因による影響が考えられます。</p> <p>児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用に関わる実態を把握し、保健体育の授業や特別活動を中核とした授業実践や啓発活動を学校教育全体で取り組むとともに、家庭や地域との連携を図りながら生活環境・社会環境の改善に努めるなど、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を推進します。</p>
基準年実績 (平成 25 年度)	<p>[喫煙・飲酒・薬物]</p> <p>児童・生徒の発達段階を考慮し、体育（小学校 6 年）・保健体育（中学校 3 年）及び特別活動をはじめとする学校教育全体を通じて実施。</p> <p>街頭補導時に発見した場合、注意を徹底（飲酒、喫煙、薬物など含む）</p> <p>年間補導回数：376 回、延べ人数：2,519 人</p> <p>なお、薬物については、全中学校と 16 小学校、商業高校（全・定）で薬物乱用防止教室を開催。多くの小中学校で外部講師を招いている</p>
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 性や性感染症に関する知識の普及 [担当：学校教育課]

施策の概要	学校・家庭・地域の連携による性や性感染症に関する教育を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	児童・生徒の発達段階を考慮し、エイズ指導も含めて保健学習等で全小・中学校で実施。助産師や学校薬剤師など外部講師として招いて講演会を実施している学校もある。
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

4 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤である小児救急医療体制を整備します。

(1) 小児救急医療体制の充実への働きかけ [担当：健康づくり課]

施策の概要	各保険医療機関と連携し、小児科医の確保や医療体制の確立への働きかけに努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	桐生市医師会立平日夜間急病診療所による救急医療（内科、小児科）を確保するため、継続して運営費の補助を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施



基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について各分野が連携しつつ、効果的な取組を推進します。また、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるように、地域社会の環境整備を進めます。特に、中・高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための機会を推進します。

(1) 男女の共同参画に対応した実践的な事業の推進 [担当：市民生活課]

施策の概要	男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実します。
基準年実績 (平成 25 年度)	男女共同参画講演会の開催 1 回、男女共同参画セミナーの実施 4 回、小中学生を対象とした標語の募集(応募数：2,082 点(23 校))、情報紙「はじめよう第 15 号」発行、各種委員会等への女性委員の登用率 22.6%(H25 年 4 月 1 日現在)、男女共同参画推進協議会開催 1 回 ※講演会は、平成 28 年度から事業廃止
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 男女の共同参画に対応した実践的な事業の推進 [担当：健康づくり課]

施策の概要	男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実します。
基準年実績 (平成 25 年度)	ママ&パパ教室において、夫受講者の率 73.4%
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 赤ちゃんのおふろ(沐浴体験) [担当：健康づくり課]

施策の概要	保健師が生徒等に沐浴実習を指導します。
基準年実績 (平成 25 年度)	出前講座(赤ちゃんのお風呂) 6 回開催し、229 人参加(桐生市立商業高校)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 職場体験の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	市内多数の事業所の協力のもと、職場体験を実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内全中学校 2 年生全員が参加 (参加人数：1,099 人)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 児童手当の支給 [担当：子育て支援課]

施策の概要	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童等の健やかな成長に資することを目的として、児童等を養育している人に支給します。
基準年実績 (平成 25 年度)	受給者総数 8,043 人 3 歳未満児及び第 3 子以降(月額 15,000 円)、3 歳以上中学校修了前(月額 10,000 円)、特例給付(所得制限額以上の者)(月額 5,000 円)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに「生きる力」を伸長することができるような取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。

[確かな学力の向上]

(1) 個に応じたきめ細かな指導の充実 [担当：学校教育課]

施策の概要	小学校における教科担当制の推進、少人数指導や習熟度別指導を通して、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	少人数指導や習熟度指導等を中心にした個に応じたきめ細かな指導を市内のすべての小・中学校で実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての市立小中学校で実施

(2) 基礎・基本の定着とそれを基にした「生きる力」の育成 [担当：学校教育課]

施策の概要	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、各校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	基礎・基本の確実な習得に向けた授業改善を市内のすべての小・中学校で実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての市立小中学校で実施

(3) 学力向上実践推進事業 [担当：学校教育課]

施策の概要	教科などの指導の充実・校内研修の充実・家庭との連携の充実を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	教科ごとに、本市の児童・生徒の学力の課題を把握し、その解決の方策をまとめた「授業改善推進プラン」をもとに授業改善を市内のすべての小・中学校で実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 外部人材の導入 [担当：学校教育課]

施策の概要	学校教育活動へ外部の人材を積極的に導入します。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内のすべての小・中学校で外部人材を活用した多様な教育活動を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 桐生市奨学資金貸付事業 [担当：教育総務課]

施策の概要	修学意欲を持つ学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸与し、有用な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	貸付金額（貸付者数） ※貸付は無利子 大学 408,000 円（97 人）、短大・専修 300,000 円（15 人）、 高専 180,000 円（0 人）、高校 96,000 円（2 人）
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(6) 外国語教育指導の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	小学校の外国語活動、中学校・高等学校の英語科の授業における英語力の向上と国際理解教育の推進を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	【外国語指導助手の配置】 小学校での外国語活動及び中学校・高等学校での外国語の授業における担任や担当教諭を補助 【英語指導員の配置】 桐生市立小学校の外国語活動の充実のため、2 人の英語指導員を配置
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(7) サイエンスドクター事業の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	理科教育の充実のため、群馬大学大学院理工学府の学生を全中学校へ派遣し、理科授業や教育活動を支援します。
基準年実績 (平成 25 年度)	研究モデル校 3 校（清流中、中央中、梅田中）で実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての市立中学校で実施

(8) 未来創生塾の推進 [担当：生涯学習課]

施策の概要	地域の教育機関、行政、産業界、各種団体の一体型協調体制による総合的教育プログラムを行い、体験学習を通じてわがまち桐生の良さを学び、桐生を愛する心を育み、次代の桐生を担う人材を育てます。
基準年実績 (平成 25 年度)	【基礎編】 小学校の授業として取り入れ、桐生の文化、歴史、自然、産業等を活用した総合教育。北小学校、菱小学校、東小学校の3校で8事業を実施 【応用編】 公募により約 40 人の親子を1グループとし、2グループで活動。地元企業への訪問や、夏の清流読書、留学生との交流等を親子で体験し、感動することで感性を磨くことを目的としている。2グループで延べ 32 事業を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(9) 桐生市立商業高等学校海外助成事業の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	桐生市立商業高等学校の生徒を対象として実施する海外研修の参加者に対し、当該海外研修に要する経費を助成することにより、生徒の積極的な参加促進及びキャリア教育の充実を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 26 年度からの事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[豊かな心の育成]

(1) 道徳教育の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	道徳的諸価値についての理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることのできる授業の充実を図り、道徳教育の推進に努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	体験活動と関連させた効果的な授業の推進と道徳教育推進教師を中心とした指導体制の整備
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての市立小中学校で実施

(2) 市立中学校及び商業高校への「学校カウンセラー」などの配置 [担当：学校教育課]

施策の概要	生徒たちが悩み、不安などを気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう、「学校カウンセラー」などを配置します。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内のすべての市立中学校及び商業高校に配置し、教育相談員の資質向上のための研修会を充実
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 社会福祉協力校の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	社会福祉協議会主催により、色々な福祉の体験を実施し、福祉の心を養います。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の市立小・中学校における実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 文化活動や芸術鑑賞の機会の充実 [担当：生涯学習課]

施策の概要	子どもが本物の文化芸術に触れ、創造活動に参加することにより、感受性豊かな人間としての育成を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	大川美術館の活用、薪能鑑賞、本物の舞台芸術体験、マーチングフェスティバル 18 団 520 人が参加
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 移動音楽教室の開催 [担当：学校教育課]

施策の概要	児童・生徒に群馬交響楽団の演奏を直接鑑賞させ、音楽経験を豊かにするとともに、音楽性を高めることを目的に実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	市立小学校第 4・6 学年の児童、中央・境野・相生中学校全学年の生徒、市立特別支援学校の児童、生徒 計 3,088 人（中学校は 3 グループに分けローテーション）が参加
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(6) にいさと薪能及び桐生市能・狂言教室の充実 [担当：生涯学習課]

施策の概要	伝統芸能である能を新里町山上城跡公園及び市民文化会館で開催し、市民及び市内中学生に対して伝統文化に触れる機会を提供します。 ※「にいさと薪能」と「桐生市能・狂言教室」を隔年で実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	桐生市能・狂言教室の実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(7) 織物体験の充実 [担当：学校教育課]

施策の概要	小学生が織物体験をすることで伝統技術を知り、桐生のよさを学びます。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 26 年度からの事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての市立小学校で実施

[健やかな体の育成]

(1) 学校における体育の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	児童・生徒の発達段階に応じた体力並びに健全な精神の育成を目指し、学校体育活動の振興を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	学校体育においては、体力や競技力の向上とともに、協調性やマナーなどの社会的態度の育成を中心として、児童・生徒に生涯スポーツの基礎を培うことをねらいとして事業を推進
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 部活動わくわくプラン 21 の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	運動部活動を通じ、子どもがスポーツの楽しさ、爽快さ、達成感などを体験する機会をつくり、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	勝敗だけにこだわらず、スポーツの楽しさや達成感を体験させるとともに体力の向上を推進、部外指導者 11 名の派遣
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 運動スポーツ活動を楽しめる環境づくりの推進 [担当：スポーツ体育課]

施策の概要	子どもが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツの楽しさを気軽に楽しむことのできる環境づくりを、学校・地域・家庭などにおいて総合的に推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	スポーツ体育課及び(公財)桐生市スポーツ文化事業団が主催する、16種類のスポーツ教室を開催
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 体育教員に対する講習受講促進 [担当：学校教育課]

施策の概要	体育の教員に対し、指導法などについて講習などの受講を促進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	小学校教職員を対象とした機械・器具を使ったの運動遊び(低学年) 器械運動(中・高学年)・走・跳の運動遊び(低学年) 走・跳の運動(中学年) 陸上運動(高学年) 領域の体育実技講習会の実施及び小中学校の体育担当を対象にした実技研修の実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 健康教育の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	生涯にわたる心身の健康の保持・増進、正しい生活習慣を身につけるための健康教育の推進をします。
基準年実績 (平成 25 年度)	児童・生徒の体力、運動能力、運動習慣等調査についての情報を提供し、各学校担当者と情報を共有
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[信頼される学校づくり]

(1) 避難訓練(災害・防犯等)の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	防犯や救急処置などの訓練を実施し、学校安全の充実に努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内のすべての幼稚園・小中学校で実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての幼稚園・認定こども園・小学校・中学校で実施

(2) 学校施設の整備 [担当：教育総務課]

施策の概要	学校施設の耐震化・老朽化対策を中心に、遊具の点検や教育環境の整備を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	耐震改修（構造部）は平成 24 年度に完了 大規模改修工事を小学校 2 校（西、新里東小学校）、中学校 1 校（中央中学校）幼稚園 4 か所（西、境野、広沢、相生幼稚園）で実施 普通教室に空調機器設置工事を商業高等学校で実施 老朽化による改修工事を小学校 3 校（相生、川内、黒保根小学校）で実施
事業目標 (平成 31 年度)	耐震・大規模改修工事について 100%実施

(3) 学校危機管理マニュアルの作成 [担当：教育総務課、学校教育課]

施策の概要	学校施設内における事件や事故を未然に防ぐため、危機管理マニュアルを作成し、教職員などへ配布し、校内の安全を確保します。
基準年実績 (平成 25 年度)	学校危機管理マニュアルの見直しを実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 学校選択制の検討 [担当：学校教育課]

施策の概要	指定変更の弾力的運用に努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	指定校変更の弾力的な運用
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 教育活動支援の充実 [担当：学校教育課]

施策の概要	確かな学力の向上及び安全かつ円滑な学校（園）生活の実現を支援するため、教育活動支援員及び介助員を配置し、教育活動支援体制の充実を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	教育活動支援員（幼稚園：9 人、小学校 28 人、中学校 11 人）、介助員（幼稚園：9 人、小学校 29 人、中学校 6 人）を配置
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施 ※増員して対応することができるように対応予定

(6) 学校教育相談体制の充実 [担当：学校教育課]

施策の概要	児童・生徒や保護者の悩みや不安へのきめ細かな対応及び早期解決を図るため、全小・中学校に教育相談員を配置し、各校の教育相談体制の充実を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	小学校全校 (17 校)、中学校 8 校 (全 10 校中) に 1 名ずつ配置 ※中学校のうち配置していない 2 校については、生徒指導嘱託員 (県費) を配置
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(7) 校務支援システムの整備 [担当：学校教育課]

施策の概要	校務支援システムを整備することにより、教職員事務の効率化を図り、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細かな指導の充実を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内のすべての市立小学校に校務支援システムを導入
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての市立小学校・市立中学校・特別支援学校に本支援システムを導入し、指導の充実を図る

(8) いじめ等対策事業の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	児童・生徒に対する理解を深めるため、日常観察や面接・面談による方法に加えて、小 5～中 2 の全児童・生徒を対象に Q-U 検査を実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 27 年度から実施しているため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[幼児教育の充実]

(1) 幼児教育について情報提供の促進 [担当：学校教育課]

施策の概要	幼児の成長の様子や大人の関わり方、幼稚園の果たす役割などについて理解を深めるための情報提供を促進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	登降園時の保護者への情報提供内容の充実やクラスだより・園だより・保健だより等で幼児の様子や子育てに関わる情報を積極的に発信
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

3 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上に努めます。

[豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実]

(1) 父親の子育て参加 [担当：子育て支援課]

施策の概要	父親が子育てに関心を持ち、家族全体で協力し子どもを産み育てて行くために男性の子育て参加を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	保育所の行事等の参加呼びかけ及び桐生で子育てを楽しむためのガイドブック等の作成・配布
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 水生生物調査の実施（小学生対象） [担当：環境課]

施策の概要	桐生川に生息する生物の調査をしてもらい、河川に親しみ水をきれいにする心や環境保全の大切さを育みます。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の小学校で実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) こども環境教室の開催（小学生対象） [担当：環境課]

施策の概要	公害の原点と言われている、足尾の緑化状況を学び、植林を行い環境保全の大切さを育みます。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の小学校で実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[地域の教育力の向上]

(1) 地球環境保全の意識を高める事業 [担当：環境課]

施策の概要	環境ポスター展などを通して、環境問題について啓発を行います。 また、清掃センターなどの見学を通して、ごみの減量や資源の節約などを学習し、環境保全の意識を育みます。
基準年実績 (平成 25 年度)	桐生市・みどり市環境保全ポスター展 桐生市・みどり市両市内小・中学校 応募数：小学校 259 点、中学校 455 点 「ごみるくん家族の大冒険」作成
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 「こどもエコクラブ」の推進 [担当：環境課]

施策の概要	子どもが地域の中で自主的に環境活動や学習を行う「こどもエコクラブ」を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	エコクラブの事務局として、クラブの募集・登録受付などを実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 「桐生の好きな子ども」の育成 [担当：生涯学習課]

施策の概要	ふれあい体験（歴史や文化遺産に触れたり、川や山での自然体験を推進）、資料・教材作成（史跡・歴史・自然・文化などについての資料作成）、イベント開催（親子参加のスポーツや豊かな自然を利用したイベントなどの開催）を実施します。 また、施設などの開設、拡充、改善などの事業を推進し、体験型・教養型・遊戯型施設の開放などに努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	冊子「平成 25 年度桐生を好きな子供を育てる事業実践推進報告書」を発行するとともに、市ホームページで事業紹介を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 国際理解推進事業の推進 [担当：生涯学習課]

施策の概要	西町インターナショナルスクール交流事業を円滑に実施するため、黒保根保育園では英語にふれあう取組を、黒保根小学校・黒保根中学校では英会話レッスンを実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 27 年度から実施しているため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 西町インターナショナルスクール交流事業の推進 [担当：生涯学習課]

施策の概要	黒保根小・中学校において、年間を通してホームステイ、田植え、キャンプを行うなど、姉妹校である西町インターナショナルスクールとの相互の交流活動を実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	西町インターナショナルスクールでの授業体験を実施するなど、交流事業（ホームステイ・田植え・キャンプ）を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な内容とする雑誌、ビデオ、コンピューターソフト等が販売されていることに加え、テレビやインターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上におけるいじめについて、子どもに対する悪影響を及ぼすことが懸念されており、関係諸団体や PTA 等が連携・協力し、子どもに対する有害環境の浄化に努めます。

(1) 子ども（未成年者）に対する巡回・声かけの実施 [担当：青少年課]

施策の概要	駅、公園、ゲームセンターなど巡回し、子ども（未成年者）に対する声かけを実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	街頭補導時に愛の一声指導を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 補導活動による問題行動の早期発見及び未然防止 [担当：青少年課]

施策の概要	街頭における少年の実態や悪影響を及ぼす社会環境を把握するとともに、不良行為少年の早期発見・早期指導に努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	街頭補導時に愛の一声指導を実施 年間補導回数：376 回、延べ人数：2,519 人
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) インターネットによる犯罪被害防止の啓発及び周知徹底 [担当：青少年課]

施策の概要	インターネットによる犯罪被害防止教室や教育関係者、プロバイダなどを交えたシンポジウムの開催、リーフレットの配布など、児童の犯罪防止のための広報啓発活動を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	桐生市ネット見守り活動委員会（会員数：138 人）
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅と良好な居住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりのある住宅を確保できるよう、ファミリー向けの良質な賃貸住宅の供給を支援します。

(1) 優良な賃貸住宅（市営住宅）の供給拡大 【担当：建築住宅課】

施策の概要	子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅（市営住宅）の供給を支援します。
基準年実績 （平成 25 年度）	入居者に対して安全で快適な居住環境を提供するため、市営住宅の整備を実施
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施



2 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を進めます。

(1) 歩道の新設促進 [担当：都市計画課、土木課]

施策の概要	歩道の設置されていない道路において歩道の新設を促進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	歩道の整備を促進

(2) ゆったりした歩道の整備 [担当：都市計画課、土木課]

施策の概要	余裕をもってすれ違いができるよう、歩道の幅員を確保します。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	歩道の整備を促進

(3) 利用者に優しい歩道の整備 [担当：土木課]

施策の概要	マウンドアップ型（歩道の方が車道より高いもの）からフラット型やセミフラット型へと構造を改善し、通行しやすい歩道を整備します。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	歩道の整備を促進

(4) 休憩・見る・サイクリングなどを楽しむ歩道の整備 [担当：都市計画課、土木課]

施策の概要	歩道を楽しみや交流の場として捉え、多機能な空間づくりを進めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	歩道の整備を促進

(5) 電線類の地中化整備の推進 【担当：都市計画課、土木課】

施策の概要	歩道上の電柱や電線類をなくすことにより、歩道の幅員を広くし、また景観に配慮し、かつ災害に強いまちづくりを進めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	電線地中化の整備を促進

(6) 交通安全施設の整備促進 【担当：安全安心課、土木課】

施策の概要	信号機、道路標識・標示、照明灯、防護柵などの交通安全施設を整備し、道路交通上の安全・安心を確保します。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	交通安全施設の整備を促進

(7) 街路樹、植樹帯などの適切な配置促進 【担当：都市計画課】

施策の概要	自動車などの通行上の危険防止に配慮し、併せて良好な都市景観の形成や潤いのある街並みの創出を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	街路樹・植樹帯の配置促進

3 安心して外出できる環境の整備

妊産婦やベビーカー等を使用するすべての人が、通行でき、安心して外出できるバリアフリーのまちづくりを進めます。また、路線バスなどの公共交通機関を気軽に利用していただくための施策を推進します。さらに、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や子育て施設等の整備も行います。

[公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化]

(1) 「遊園地・動物園」、「自然観察の森」などの環境整備 [担当：公園緑地課]

施策の概要	子どもや高齢者が家族で憩える場所として環境整備に努めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	病害虫防除の実施(随時)、樹木剪定の実施(随時)、公園施設整備の実施(改修・整備の実施か所 62 か所)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 河川空間の有効利用促進 [担当：公園緑地課]

施策の概要	水辺にスロープや手すり付きの階段、緩傾斜堤の整備など、バリアフリー対策を実施します。
基準年実績 (平成 25 年度)	未実施
事業目標 (平成 31 年度)	河川空間の有効利用を促進

(3) 街区公園の保守点検 [担当：公園緑地課]

施策の概要	公園内施設において老朽化や故障などを点検し、地域の人が安全に使用できるよう十分な点検を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	11 か所の公園で専門業者による遊具の点検実施及び公園緑地課による遊具の点検を随時実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) おりひめバスへのノンステップバスの導入 [担当：広域調整室]

施策の概要	現在旧桐生市内において運行していますおりひめバスについて、車両の老朽化に伴う更新の際に、妊産婦や子ども等が利用しやすいようにノンステップバスを導入します。
基準年実績 (平成 25 年度)	ノンステップバス車両 1 台の更新 (予備車両含む 12 台中 7 台にノンステップバスを導入)
事業目標 (平成 31 年度)	おりひめバス全車両にノンステップバスを導入

(5) 黒保根町就学奨励事業の推進 [担当：学校教育課]

施策の概要	黒保根地区在住の遠距離通学生徒就学のため、黒保根中学校生徒を対象にデマンドタクシー通学補助金を交付。
基準年実績 (平成 25 年度)	補助金 年 54,000 円 対象者 11 名 利用回数 年 180 回
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[子育て世帯にやさしい都市公園やトイレなどの整備]

(1) 都市公園などの整備促進 [担当：公園緑地課]

施策の概要	すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動が行えるよう都市公園を整備します。
基準年実績 (平成 25 年度)	未実施
事業目標 (平成 31 年度)	都市公園整備か所数：80 か所

(2) 公衆トイレ (多目的トイレ) の充実 [担当：清掃センター]

施策の概要	子ども連れで外出した場合等において、公衆トイレを快適に利用することができるように、公衆トイレの維持及び管理を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	公衆トイレの管理目的は、トイレの持つ機能の維持及び利用者の安全や快適性の向上であり、常時快適に利用しやすいようなトイレにするため、清掃・点検・修理等を行い維持管理に努めている
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[子育て施設の整備]

(1) 託児コーナー [担当：子育て支援課]

施策の概要	子ども連れの市役所利用者の利便性を考え、安心して手続きなどが行えるように託児コーナーを整備し、維持・管理しています。
基準年実績 (平成 25 年度)	託児コーナーの維持・管理
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 児童・子育て室の設置 [担当：新里支所 市民生活課]

施策の概要	親子の交流拠点としての推進を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	新里支所総合センター内に設置し、管理
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 赤ちゃんの駅設置 [担当：子育て支援課]

施策の概要	子育て中の親子が、気軽に立ち寄り、おむつ交換や授乳ができる場所を提供し、安心して外出できるようにします。 シンボルマークを作成、施設に表示、赤ちゃんの駅マップの作成、インターネットにて情報を発信
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の赤ちゃんの駅の把握及び維持・管理
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

4 安全・安心なまちづくりの推進など

子どものみならず住民全員が犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園、住居等の構造、設備、配置等について、安心して生活することのできるコミュニティの形成に努めます。

(1) 防犯電気料金補助事業の推進 [担当：安全安心課]

施策の概要	暗がりの少ない明るいまちづくりの推進と犯罪防止に役立てるため、町会や自治会で設置している防犯灯の電気料金の一部を補助します。
基準年実績 (平成 25 年度)	補助対象防犯灯 9,231 基に対して補助を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 桐生市安全なまちづくり推進条例の推進 [担当：安全安心課]

施策の概要	地域においた犯罪被害を未然に防止するための条例を制定しました。
基準年実績 (平成 25 年度)	条例中の基本計画を推進中
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 「子ども安全協力の家」の普及・促進 [担当：青少年課]

施策の概要	地域の家庭に協力して頂き、子どもが危険な状況を感じた時に駆け込める、安心な場所として協力を継続します。
基準年実績 (平成 25 年度)	子ども安全協力の家普及等の啓発、促進に努めた。委託件数：616 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) パトロール活動の推進 [担当：青少年課]

施策の概要	防犯ボランティア活動に対して、地域安全情報の提供を含め、適切な指導助言を行なうと共に関係団体など幅広くパトロール活動を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	学校からの通報で、随時パトロールの実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

基本目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男性を含めたすべての人が、仕事と家庭の時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるよう「働き方の見直し」を進めることが必要です。

また、労働者、事業主等の職場優先の意識や固定的な性別による役割分担の考え方などの転換を進めるため、広報・啓発、研修、情報提供等を実施します。

(1) 企業の子育て参加の推進 [担当：産業政策課]

施策の概要	子育てに積極的に参加できるように企業に対し普及・啓発を行います。情報発信については、チラシ等の配布や市のホームページ、フェイスブック、ツイッター等を活用するとともに、人材養成関連のセミナー等を開催します。
基準年実績 (平成 25 年度)	勤労対策協議会等の事業主等に対し、意識啓発を実施。「仕事と家庭を考える月間」ポスター掲示、チラシの配付
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 事業所に対する育児休業制度の普及・啓発 [担当：産業政策課]

施策の概要	育児と仕事の両立が可能な職場環境を創出するよう育児休業制度の普及・啓発を行います。情報発信については、チラシ等の配布や市のホームページ、フェイスブック、ツイッター等を活用するとともに、人材養成関連のセミナー等を開催します。
基準年実績 (平成 25 年度)	勤労対策協議会等の事業主等に対し、チラシの配布による意識啓発を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 育児休業の取得促進と整備 [担当：産業政策課]

施策の概要	育児休業の取得及び整備などについて設定した目標値の達成に向けて、事業主などに対して意識の啓発を実施します。情報発信については、チラシ等の配布や市のホームページ、フェイスブック、ツイッター等を活用するとともに、人材養成関連のセミナー等を開催します。
基準年実績 (平成 25 年度)	勤労対策協議会等の事業主等に対し、チラシの配布による意識啓発を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 父親の子育て参加の促進 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	父親が子育てに関心を持ち、家族全体で協力し子どもを産み育てて行くために男性の子育て参加を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	保育所の行事等の参加呼びかけ、桐生で子育てを楽しむためのガイドブック等の作成・配布
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

安心して仕事と子育てを両立できるように、保育や放課後児童クラブなどの充実を図ることが必要です。また、多様な働き方に対応できるように様々な事業の充実も図ります。

(1) 延長保育事業の推進 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園（保育部分）において保育を実施する事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実績（延べ人数）：704 人 実施か所数：私立保育所全 25 か所
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で実施

(2) 休日保育事業の推進 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	日曜日や祝日において保護者の勤務などによって保育の欠ける児童を保育します。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実績：733 人 実施か所数：私立保育所 2 か所
事業目標 (平成 31 年度)	市内 3 か所で実施

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	市内の全小学校（17 小学校）27 クラブで実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての小学校で実施 ※各放課後子供教室と一体的に実施

(4) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の推進 [担当：子育て支援課] **再掲**

<p>施策の概要</p>	<p>乳幼児と小学生の育児などの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、両者の相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業です。</p>
<p>基準年実績 (平成 25 年度)</p>	<p>年間利用回数：1,373 回 ※病児・緊急対応強化事業は実施していない</p>
<p>事業目標 (平成 31 年度)</p>	<p>病児・緊急対応強化事業を実施し、すべての利用希望に対応できる体制を整備します。</p>

(5) 医療的ケア支援事業の推進 [担当：福祉課] **再掲**

<p>施策の概要</p>	<p>看護師が配置されていない通所施設、保育園、幼稚園において医療的ケア（導尿、たんの吸引、経管栄養など）を必要とする未就学の障害児に対し、訪問看護師などを派遣して医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担を軽減する事業です。</p>
<p>基準年実績 (平成 25 年度)</p>	<p>平成 28 年度から実施するため、実績なし</p>
<p>事業目標 (平成 31 年度)</p>	<p>継続して実施</p>

基本目標 7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

1 切れ目のない支援施策

市民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進します。このため、妊産婦等の地域の実情に応じたニーズに対応し、ライフステージに合わせたきめ細かな支援を行います。

(1) 母子保健推進員活動の充実 [担当：健康づくり課] **再掲**

施策の概要	地域に密着した子育て支援を推進し、妊娠や出産に関する不安・悩み・問題点などを把握し、早期に対処できるように市と連携を進めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	推進員：131 人 活動件数：6,078 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 定期的な家庭訪問の実施（支援が特に必要な妊産婦・乳幼児） [担当：健康づくり課]

再掲

施策の概要	保健師などの母子保健に関わるスタッフが家庭訪問を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	養育支援家庭訪問事業とともに実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 母子健康手帳の交付 [担当：健康づくり課] **再掲**

施策の概要	母性の保護、育児などの知識の普及、不安の軽減及び相談・助言をします。
基準年実績 (平成 25 年度)	689 人の交付者へ 100%の指導を実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) しあわせ妊婦健康診査受診票の交付 【担当：健康づくり課】 **再掲**

施策の概要	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診票を 14 枚交付します。
基準年実績 (平成 25 年度)	受診票利用件数 8,269 枚
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 【担当：健康づくり課】 **再掲**

施策の概要	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	対象児 663 人に対し、訪問件数は 608 件 (91.7%)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(6) 養育支援訪問事業 【担当：健康づくり課】 **再掲**

施策の概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	訪問実家庭数 339 か所、訪問延べ件数（専門的相談支援数）459 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の充実 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図り、また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな成長を支援する事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実績：42,509 人 実施か所数：桐生市子育て支援センター 1 か所、私立保育所内の子育て支援センター 9 か所
事業目標 (平成 31 年度)	桐生市子育て支援センター 1 か所、私立保育所内の子育て支援センター 10 か所の合計 11 か所で実施

(8) 利用者支援事業の実施 [担当：子育て支援課、健康づくり課] **再掲**

施策の概要	子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、子育て中の保護者や妊婦等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報収集とその提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	新規事業のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	基本型：1 か所 母子保健型：1 か所 基本型又は特定型の1 か所で実施

(9) 子育てサロン（公立）、公開保育（私立）の充実 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	保育所を活用して未就園児と保護者に遊び場と交流の場として提供し子育てを支援します。
基準年実績 (平成 25 年度)	保育所を活用して未就園と保護者に保護者に遊び場と交流の場を提供。公立保育所全 4 か所・私立保育所全 25 か所において実施
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で実施

(10) 子育て世代包括支援センターの推進 [担当：子育て支援課、健康づくり課] **再掲**

施策の概要	妊娠期から子育て期（18 歳まで）の様々なニーズに対して、総合的に相談や支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを整備します。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 28 年度から実施しているため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施



基本目標 8 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校などが連携・協力し、総合的な観点から交通事故防止対策を推進します。

[交通安全教育の推進]

(1) 四季の交通安全運動の推進 [担当：安全安心課]

施策の概要	四季の交通安全運動や各イベントを通じて、交通安全に対する市民の自覚と交通モラルの高揚を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	交通対策協議会の4部会中心に、市民総ぐるみの交通安全運動の推進
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 交通危険箇所への対応 [担当：安全安心課]

施策の概要	公安委員会と道路管理者が連携して、生活道路での通過車両の進入や速度の抑制など、事故抑止対策を講じます。
基準年実績 (平成 25 年度)	道路反射鏡設置 11 か所、スクールゾーン標示2か所、交差点標示55か所、緊急交通安全対策施設整備工事1件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) 保育所・幼稚園・小学校における交通安全教室の推進 [担当：安全安心課]

施策の概要	交通安全指導を実施する中で、「命の大切さ」を学び交通事故の予防を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	警察、交通指導員、交通安全ヘルパーによる交通安全教室の実施計59回
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 交通指導員による立哨活動の推進 [担当：安全安心課]

施策の概要	朝の登校時、通学路の要所で交通指導員が見守り、児童の安全を確保します。
基準年実績 (平成 25 年度)	交通指導員の出勤回数延べ 5,653 回、出勤時間延べ 6,601 時間
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[チャイルドシートの正しい使用の徹底]

(1) チャイルドシートの正しい使用の徹底 [担当：安全安心課]

施策の概要	四季の交通安全運動の一環としてチャイルドシートの正しい使用の徹底がなされるよう啓発します。
基準年実績 (平成 25 年度)	関係団体と連携し正しい使用の徹底
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、警察、学校、家庭、地域が協力し合い、住民の自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

(1) 犯罪などに関する情報の提供を推進及び関係機関・団体との情報交換を実施 [担当：青少年課]

施策の概要	交番・駐在所広報誌や警察本部ホームページなどによって、子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口などの情報を提供します。また、子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口などの情報について、関係機関・団体との情報交換を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	補導委員、警察、学警連、職警連との対策合同会議開催：年 12 回開催
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 「子ども安全協力の家」の普及・促進 [担当：青少年課] **再掲**

施策の概要	地域の家庭に協力して頂き、子どもが危険な状況を感じた時に駆け込める、安心な場所として協力を継続します。
基準年実績 (平成 25 年度)	子ども安全協力の家普及等の啓発、促進に努めた。委託件数：616 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(3) パトロール活動の推進 [担当：青少年課] **再掲**

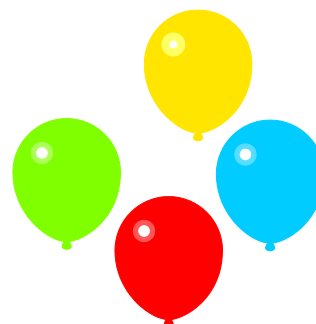
施策の概要	防犯ボランティア活動に対して、地域安全情報の提供を含め、適切な指導助言を行なうと共に関係団体など幅広くパトロール活動を推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	学校からの通報で、随時パトロールの実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

3 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、被害からの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係団体が連携し、きめ細かな支援を実施していきます。

(1) 教育研究所の相談員による訪問相談などの実施 [担当：学校教育課]

施策の概要	精神的悩みや立ち直りの支援を行い、保護者や関係機関、子育て支援課との連携を図り、子どもの健全な育ちを支援します。
基準年実績 (平成 25 年度)	訪問相談延べ 39 回、来所相談延べ 154 回、電話相談延べ 24 回
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施



基本目標 9 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応に努め、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を図ります。また、児童相談所などの福祉関係者のみならず、関係機関の協力体制の充実も進めていきます。

[関係機関との連携と相談体制の強化]

(1) 要保護児童対策地域協議会の開催 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化する。
基準年実績 (平成 25 年度)	代表委員会：2 回、実務者会議：3 回、ケース検討会：9 回
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）機能強化事業の推進

[担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）のさらなる機能強化を目的として、同協議会を構成する関係機関の連携強化の推進や、研修等の充実による担当職員の専門性強化を図るための事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 28 年度から実施する予定のため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	事業を実施

(3) 母子緊急一時保護の促進 [担当：子育て支援課]

施策の概要	夫や親密な男性などの暴力から逃れたい時などに、女性・母子を緊急に一時保護し、安全を確保します。
基準年実績 (平成 25 年度)	県保健福祉事務所、女性センター、児童相談所との連携により対応
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 家庭児童相談室の充実 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	子どもの問題が複雑化している家庭における児童の健全育成を図るために相談体制の充実を図ります。 東部児童相談所など関係機関と連携し、迅速に対応します。
基準年実績 (平成 25 年度)	相談員の知識向上、技術向上 (職員体制：職員 2 名、嘱託 2 名)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 民生委員児童委員・主任児童委員との連携の推進 [担当：福祉課、子育て支援課]**再掲**

施策の概要	地域において、様々な相談に応じ必要な援助を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	民生委員児童委員 283 人による相談受付 546 件 主任児童委員による「子育て小屋」の実施 (2 ヶ月に 1 度)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(6) 母子保健推進員活動の充実 [担当：健康づくり課] **再掲**

施策の概要	地域に密着した子育て支援を推進し、妊娠や出産に関する不安・悩み・問題などを把握し、早期に対処できるように市と連携を進めます。
基準年実績 (平成 25 年度)	推進員：131 人 活動件数：6,078 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[発生予防、早期発見、早期対応]**(1) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)** [担当：健康づくり課] **再掲**

施策の概要	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	対象児 663 人に対し、訪問件数は 608 件 (91.7%)
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(2) 養育支援訪問事業 [担当：健康づくり課] **再掲**

施策の概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	訪問実家庭数 339 か所、訪問延べ件数 (専門的相談支援数) 459 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

[社会的擁護施策との連携]

(1) 子育て短期支援事業 [担当：子育て支援課] **再掲**

施策の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業 (短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業) 及び夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業)) です。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実績：0 件 実施か所数：2 施設 (桐育乳児園 (桐生市)、東光虹の家 (太田市)) ※夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業) は実施していません
事業目標 (平成 31 年度)	短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業) 及び夜間養護等事業 (トワイライトステイ事業) を実施

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

近年、ひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業支援等のために、総合的な対策を講じていきます。

(1) 子育て短期支援事業 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。
基準年実績 （平成 25 年度）	利用実績：0 件 実施か所数：2 施設（桐育乳児園（桐生市）、東光虹の家（太田市）） ※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施していません
事業目標 （平成 31 年度）	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施

(2) ひとり親家庭自立相談の充実 【担当：子育て支援課】

施策の概要	ひとり親家庭の自立相談の充実を図ります。
基準年実績 （平成 25 年度）	自立のための高等技能訓練促進費補助金を 16 人に支給
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(3) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付事業の推進 【担当：子育て支援課】

施策の概要	就業のための特別の知識・技能習得、及び資格取得を目指す人に受講料などの補助をします。
基準年実績 （平成 25 年度）	平成 25 年度給付者：0 人
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(4) 児童扶養手当の支給 [担当：子育て支援課]

施策の概要	ひとり親家庭（母子・父子家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るために、児童扶養手当の支給と制度の周知を推進します。
基準年実績 （平成 25 年度）	受給者総数 1,008 人
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(5) 母子福祉関係団体の育成（母と子の会） [担当：子育て支援課]

施策の概要	母子家庭の母と子及び寡婦、若年母子など母と子の福祉を推進します。
基準年実績 （平成 25 年度）	母子家庭の母と子及び寡婦を対象に、「母と子のサマースクール（月夜野ビートパーク、果実の里原田農園、榛名酪農協同組合牛乳工場等参加者 33 人）」、及び「若年母子家庭を励ます会（東京デパート参加者 62 人）」について後援し、母と子の福祉向上のために補助を実施
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(6) 交通遺児家庭への支援の充実 [担当：子育て支援課]

施策の概要	交通遺児家庭の生活安定と子どもの健全育成を図るため、交通遺児手当と奨学助成金を支給します。
基準年実績 （平成 25 年度）	【交通遺児手当】 月3,000円×延8人×12ヶ月 【奨学金給付】 大学1件、高校学校3件、専修学校等1件、特別支援学校1件
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(7) 母子家庭等福祉医療費助成事業の推進 [担当：医療保険課]

施策の概要	子どもが18歳になるまで、母子の医療費を助成します。
基準年実績 （平成 25 年度）	18歳未満（18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの者を含む）の児童を扶養している母子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：3,082人、助成額：106,748千円
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(8) 父子家庭福祉医療費助成事業の推進 [担当：医療保険課]

施策の概要	子どもが18歳になるまで、父子の医療費を助成します。
基準年実績 (平成 25 年度)	18歳未満(18歳の誕生日以後、最初の3月31日を含む)の児童を扶養している父子家庭等の親と子に、医療費の自己負担分を助成 受給者数：328人、助成額：8,121千円
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

3 障害児施策の充実等

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を含む障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活を送るためには、年齢や障害等、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障害等の早期発見・治療を図るための、妊婦や乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

このため、障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援につなげることが重要です。

（1）子ども発達支援の充実 [担当：子育て支援課]

施策の概要	桐生市に生まれた全ての子どもの発達をライフステージに応じてサポートするため、「子育て世代包括支援センター」の機能の中に子どもの発達相談支援事業を取り入れ、早期からの療育支援と専門機関との連携に取り組む事業を開始します。
基準年実績 （平成 25 年度）	平成 27 年 4 月から設置予定のため実績なし
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

（2）療育担当者会議の推進 [担当：子育て支援課、健康づくり課]

施策の概要	発達支援が必要な乳幼児について、関係者が集まり最善策を協議します。
基準年実績 （平成 25 年度）	5回（会議2回、相談会3回）
事業目標 （平成 31 年度）	継続して実施

(3) 療育支援相談事業の充実 [担当：学校教育課]

施策の概要	発達過程で気がかりなことのある小学校入学前の幼児の保護者に対して、お子さんとの具体的な関わり方や育て方の相談、就学に向けた相談を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	桐生市保健福祉会館で年間 10 回 (4 月・8 月を除く月 1 回) 開催し、桐生市立特別支援学校教諭・群馬県立あさひ養護学校教諭・桐生市子育て支援センター保育士・桐生市健康づくり課保健師・桐生市教育委員会学校教育課特別支援教育担当指導主事が相談を受ける。 参加幼児 のべ 121 人 相談保護者 のべ 121 人
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(4) 障害児相談支援 [担当：福祉課]

施策の概要	障害児に関するサービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 26 年度から児童の計画を作成したため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(5) 放課後等デイサービス [担当：福祉課]

施策の概要	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	実利用人数 47 人、延べ利用件数 682 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(6) 児童発達支援 [担当：福祉課]

施策の概要	未就学の障害児を対象に、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	延べ利用件数 67 件、延べ利用日数 584 日
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(7) 保育所等訪問支援 [担当：福祉課]

施策の概要	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	0 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(8) 障害児ホームヘルプサービス事業の推進 [担当：福祉課]

施策の概要	障害児の居宅において入浴、排泄及び食事などの介護、家事、生活などに関する相談及び助言を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実人数：28 人、延べ利用時間：3,270 時間
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(9) 障害児短期入所事業の推進 [担当：福祉課]

施策の概要	障害児を介護している保護者あるいは介護者が、冠婚葬祭や傷病・リフレッシュなどで一時的に介護できない時に、施設に宿泊して介護します。
基準年実績 (平成 25 年度)	延べ人数：31 人、利用日数：117 日
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(10) (福祉型・医療型) 児童入所支援 [担当：福祉課]

施策の概要	福祉型障害児入所施設とは、障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。また、医療型障害児入所施設とは、障害の特性に応じて、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。とりわけ、虐待を受けた障害児等に対しては障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況に応じたきめ細かな支援をしていきます。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用人数：16 人
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(11) 日中一時支援事業の推進 [担当：福祉課]

施策の概要	日中、障害児の家族の就労支援及び一時的休息の確保のため福祉サービス事業所において、一時的な見守りの支援を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実人数：46 人、延べ利用回数：917 回
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(12) 移動支援事業の推進 [担当：福祉課]

施策の概要	外出時の円滑な移動を支援し、自立支援や社会参加を促します。 (原則、中学生以上対象)
基準年実績 (平成 25 年度)	利用実人数：23 人、延べ利用時間：1,430.5 時間
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(13) 心身障害児生活サポート事業の推進 [担当：福祉課]

施策の概要	在宅の心身障害児を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、登録している一定の資格を有する者及び団体（サービスステーション）が心身障害児の介護を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	介護者利用：延べ49 件、サービスステーション利用：延べ8 件
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(14) 心身障害児集団活動・訓練事業の推進 【担当：福祉課】

施策の概要	特別支援学校などに通学する障害児に対し、遊びや文化活動を通して集団活動、社会適応訓練を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	市外学童クラブ 1ヶ所利用
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(15) 重度障害児日常生活用具給付事業の推進 【担当：福祉課】

施策の概要	重度の障害児に、自立した日常生活を支援する用具（特殊マット・頭部保護帽・たん吸引機・紙おむつなど）を給付します。
基準年実績 (平成 25 年度)	246件 交付
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(16) 障害児補装具給付事業の推進 【担当：福祉課】

施策の概要	身体障害者手帳の交付を受けている障害児に対して、義肢・車椅子・補聴器など補装具の交付及び修理を行い、身体機能の障害を補い負担を軽くします。
基準年実績 (平成 25 年度)	31件交付、28件修理
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(17) 障害児保育事業の推進 【担当：子育て支援課】 **再掲**

施策の概要	障害を持った乳幼児を保育所等で保育することにより、障害児の健全な育成に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	実施か所数：公立保育所全 4 か所、私立保育所全 25 か所、認定こども園（保育部分）1 か所で受け入れ
事業目標 (平成 31 年度)	市内のすべての公立保育所・私立保育所・認定こども園（保育部分）で受け入れ

(18) 通級指導教室の充実 【担当：学校教育課】

施策の概要	難聴や言語、行動や情緒に課題がある子どもに対して、個別の指導を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	言語、情緒の連携した指導の充実、担任と家庭の連携の推進
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(19) 特別支援教育の充実 【担当：学校教育課】

施策の概要	特別支援教育の充実を図り個性を伸ばします。
基準年実績 (平成 25 年度)	対象児童・生徒の個別の指導計画の完備と個々の能力、特性に合わせた指導の充実
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(20) 就学奨励事業の推進 【担当：学校教育課】

施策の概要	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学級への就学のための経費について一部を補助し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とします。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 25 年度対象児童・生徒数：81 人（小学校：52 人、中学校：29 人） 支給費目：学校給食費、通学交通費、職場実習交通費、交流学习交通費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(21) 特別児童扶養手当 【担当：子育て支援課】

施策の概要	精神または身体に障害のある満 20 歳未満の児童について特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
基準年実績 (平成 25 年度)	受給者総数 164 人
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(22) 障害児福祉手当の支給 [担当：福祉課]

施策の概要	在宅重度障害児に対して、その重度の障害のために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。
基準年実績 (平成 25 年度)	日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の者に支給（扶養義務者の所得制限有） 月額：14,280 円（9 月分まで） 月額：14,180 円（10 月分から）で 52 人に支給
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(23) 心身障害者福祉医療費助成事業の推進 [担当：医療保険課]

施策の概要	重度の障害児に対して保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行います。
基準年実績 (平成 25 年度)	福祉医療助成制度に該当する程度の心身障害者に、医療費の自己負担分を助成。受給者数：1,553 人、助成額：300,301 千円
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(24) 障害児の地域支援活動の推進 [担当：青少年課]

施策の概要	特別支援学校を卒業した青年に対して、社会的適応能力を高め、より良き社会人として自立させることを目的に実施し、推進します。
基準年実績 (平成 25 年度)	かじか青年教室（委託事業）として実施
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

(25) 医療的ケア支援事業の推進 [担当：福祉課] 再掲

施策の概要	看護師が配置されていない通所施設、保育園、幼稚園において医療的ケア（導尿、たんの吸引、経管栄養など）を必要とする未就学の障害児に対し、訪問看護師などを派遣して医療的ケアの支援を行うことにより、介護者の負担を軽減する事業です。
基準年実績 (平成 25 年度)	平成 28 年度から実施しているため、実績なし
事業目標 (平成 31 年度)	継続して実施

第5章 計画の推進体制と進捗管理

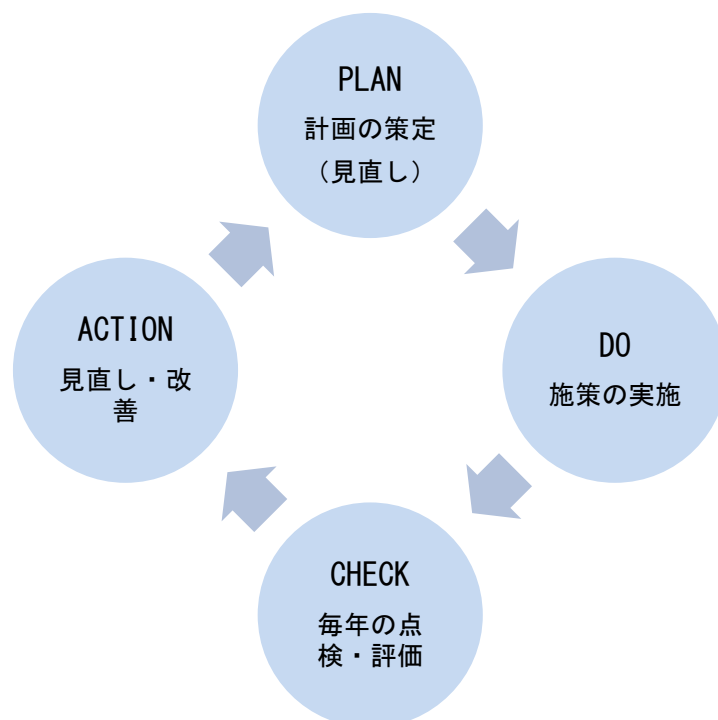
1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、保育所、幼稚園及び認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、子育て家庭、学校、企業、市民と連携し、また、桐生市子ども・子育て会議の意見を取り入れながら取組を推進することが重要です。また、子ども・子育て支援施策の実施に向け関係各課が密に連携し、保護者をはじめとする多くの方にとってわかりやすい施策を周知する必要があります。

さらに社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題へも積極的に取り組みます。

2 計画の点検・評価などの進捗管理

本市では、本計画を適切に推進するため、「PDCA サイクル」に基づく、点検及び評価を毎年実施し、施策の改善に繋がります。このため、庁内関係各課における施策の進捗状況について把握し、点検・評価するとともに、「桐生市子ども・子育て会議（子どもの保護者、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者などで構成）」に評価結果などを報告します。この結果は、市ホームページなどを通じて広く市民等に公表します。



参 考 資 料

- 1 桐生市子ども・子育て会議条例
- 2 桐生市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 桐生市子ども・子育て会議開催経過
- 4 子ども・子育て支援事業計画の策定過程
- 5 桐生市子ども・子育て支援事業計画に関する意見提出手続き（パブリックコメント）の結果

1 桐生市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、桐生市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、17人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 桐生市子ども・子育て会議委員名簿

	区分	氏名	所属及び役職等
1	子どもの保護者	諸井 佐恵子	桐生市PTA連絡協議会 会長
2		高田 恵理香	桐生市公立保育園 保護者代表
3		小田 達也	桐生保育協議会（私立保育園） 代表
4		菊澤 愛	桐生市公立幼稚園PTA連絡協議会 保護者代表
5		今泉 智子	桐生市私立幼稚園協会 保護者代表
6		園田 奈緒	公募委員
7		松平 博政	公募委員
8	事業主を代表する者	茂木 理亨	桐生商工会議所 議員
9	労働者を代表する者	佐藤 辰家	連合群馬桐生地域協議会 前議長
10	子ども・子育て支援事業 に従事する者	石関 博	桐生市放課後児童クラブ連絡協議会 会長
11		◎佐藤 憲秀	桐生私立保育園連盟 会長
12		○高橋 昇	桐生市私立幼稚園協会 会長
13		堀井 かおり	桐生私立保育園連盟（保育士部会） 保育士代表
14		加藤 めぐみ	桐生市私立幼稚園協会 教諭代表
15	子ども・子育て支援に関 し学識経験のある者	金子 浩章	桐生市医師会 理事
16		小島 志津代	桐生市民生委員児童委員協議会 子ども未来委員会 委員長
17		山崎 香代子 齋藤 敦	桐生保健福祉事務所 次長（～H26.3.31） 桐生保健福祉事務所 次長（H26.4.1～）

◎：会長 ○：副会長

男性9名・女性8名

3 桐生市子ども・子育て会議開催経過

開催日時・場所	議題	決定事項等
<p>◆第1回会議◆ 平成25年11月19日 保健福祉会館5階503 会議室</p>	<p>(1) 桐生市子ども・子育て会議について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 子ども・子育て支援新制度における今後のスケジュールについて (4) 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査(案)について (5) その他</p>	<p>●委嘱状の交付 ●会長・副会長の選出 ●桐生市子ども・子育て会議の運営方法に関して了承いただく(本会議における傍聴の可否(可)・市HPにおける会議録等の公開) ●ニーズ調査票の決定(各設問及び回収方法など)</p>
<p>◆第2回会議◆ 平成26年7月16日 市役所6階605会議室</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援新制度について (2) ニーズ調査の結果について (3) 子ども・子育て支援新事業計画の事業内容、区域の設定及び量の見込み(案)について (4) 子ども・子育て支援新制度における新規条例制定に関する意見提出手続き(パブリックコメント)の実施について ①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)の骨子について ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)の骨子について ③家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)の骨子について (5) 今後のスケジュールについて (6) その他</p>	<p>●桐生市子ども・子育て会議委員が次世代育成支援対策地域協議会の委員を兼ねることです承をいただく</p>

開催日時・場所	議題	決定事項等
	①次世代育成支援対策推進法における地域協議会 ②その他	
第 3 回会議 平成 26 年 8 月 29 日 市役所 6 階 603 会議室	(1) 教育・保育提供区域の設定(案)について (2) 子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について (3) 子ども・子育て支援事業計画の事業内容、量の見込み及び確保方策等について(案) (4) 保育短時間認定における就労時間の下限設定(案)について (5) 子ども・子育て支援新制度における各条例(案)について ①桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案 ②桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案 ③桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案 (6) その他	●教育・保育提供区域については、市全域を一つの区域とすることで決定。ただし、放課後児童クラブのみ小学校区域(17小学校区域)ごとに設定 ●保育短時間認定における就労時間の下限設定は、48 時間に決定
第 4 回会議 平成 26 年 10 月 1 日 市役所 6 階 603 会議室	(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額(保育料)について (2) 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正(案)について (3) 桐生市保育の必要性の認定に関する基準(案)について (4) その他	●「量の見込み」の補正(案)について、承認をいただく ●「保育の必要性の事由及び必要量」、「保育の必要性の認定の有効期間」及び「利用調整」について、承認をいただく

開催日時・場所	議題	決定事項等
<p>第5回会議 平成26年11月18日 市役所6階605会議室</p>	<p>(1) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）（案）について (2) 桐生市保育の必要性の認定に関する基準（案）の骨子における意見提出手続き（パブリックコメント）の結果について (3) その他</p>	<p>●1・2・3号利用者負担（案）及び公立幼稚園における経過措置（案）について、承認をいただく。ただし、公立幼稚園における経過措置（案）については、私立幼稚園等との間に差異等が生じるため、経過措置は設けないほうがよい等の意見があり、本会議の附帯意見とされる</p>
<p>第6回会議 平成27年1月23日 市役所6階605会議室</p>	<p>(1) 桐生市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」の再補正等について (2) 桐生市子ども・子育て支援事業計画（案）について (3) 延長保育事業及び一時預かり事業（教育・保育部分）について (4) 1号認定保育料（案）等の変更について (5) その他</p>	<p>●「量の見込み」及び「確保方策」の再補正等について承認をいただく ●桐生市子ども・子育て支援事業計画（案）について、承認をいただく ●延長保育事業及び一時預かり事業（教育・保育部分）について、承認をいただく ●1号認定保育料（案）等の変更について、承認をいただく</p>
<p>第7回会議 平成27年2月20日 市役所6階605会議室</p>	<p>(1) 桐生市子ども・子育て支援事業計画（案）における意見提出手続き（パブリックコメント）の結果について (2) 桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例案について 報告 (1) 公立幼稚園における保育料の経過措置について</p>	<p>●桐生市子ども・子育て支援事業計画の策定について、承認をいただく</p>

開催日時・場所	議題	決定事項等
	(2)公立幼稚園における一時預かり事業 について	

4 子ども・子育て支援事業計画の策定過程

月 日	概 要
平成 25 年 11 月 16 日	第 1 回子ども・子育て会議 (計画の概要・ニーズ調査について)
同年 12 月	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査を実施
平成 26 年 7 月 16 日	第 2 回子ども・子育て会議 (ニーズ調査の結果について・計画の事業内容、区域の設定及び量の見込みについて)
同年 8 月 29 日	第 3 回子ども・子育て会議 (教育・保育提供区域の設定について、計画の骨子について、計画の事業内容・量の見込み及び確保方策等について)
同年 10 月 1 日	第 4 回子ども・子育て会議 (計画における「量の見込み」の補正について)
平成 27 年 1 月 23 日	第 6 回子ども・子育て会議 (計画における「量の見込み」及び「確保方策」の再補正等について、計画(案)の提示)
同年 1 月 28 日～ 2 月 16 日	計画(案)における意見提出手続き(パブリックコメント)の実施
同年 2 月 20 日	第 7 回子ども・子育て会議 (計画の承認)
同年 2 月末	計画の策定

5 桐生市子ども・子育て支援事業計画に関する意見提出手続き（パブリックコメント）の結果

- 1 意見の募集期間 平成 27 年 1 月 28 日（水）～2 月 16 日（月）
- 2 意見の提出者数 3 人（Eメール 2 人、ファクシミリ 1 人）
- 3 意見の件数 4 件
- 4 担当部課 保健福祉部子育て支援課
電話 （0277）46-1111（内線 308）
ファクシミリ （0277）45-2904
電子メール kosodate@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

P-65 から P-69 まで掲載している放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室に関する意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え）
1	資料を見るに、大規模なクラブが大多数。分割をしている所もあればしていない所も見受けられる。様々な子どもがいる中で、安心・安全な保育をしていくには適切な人数が望ましいと感じる。1 年生から 6 年生（障害を持っている子も含む）までいる中で、大規模では、安定した保育・生活をしていくことが難しいと感じてしまう。	平成 27 年 4 月から、市内のすべての放課後児童クラブは、同年 4 月から施行される「桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき運営いたします。同条例には、おおむね 40 人以下の子どもを一つのグループとし、そのグループごとに放課後児童支援員（指導員）を 2 名以上配置することが規定されています。このため、大規模なクラブについては、2 つ以上のグループができることになり、そのグループに応じた支援員（指導員）を配置いたします。また、同条例では、児童一人あたりおおむね 1.65 m ² 以上の専用面積も確保しなければならない旨も規定されており、すべてのクラブにおいて児童一人あたりおおむね 1.65 m ² 以上の専用面積を確保いたしま

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え）
		<p>す。</p> <p>いずれにいたしましても、本市といたしましては、本条例の規定に基づく運営を各クラブが実施する中で、放課後児童クラブに通う児童がより良い環境の中で、安心・安全に過ごすことができるように努めてまいります。</p>
2	<p>放課後子供教室について。なぜ、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型を実施するのか？学童保育は、放課後子供教室と異なる「生活の場」だと思う。一体型にしなくてもそれぞれの特徴を活かしていければいいのでは？</p>	<p>本計画（案）に記載しました放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型とは、国が推進している放課後子ども総合プランに基づくものです。本総合プランでは、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組むため、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一の小中学校内等の活動場所において実施し、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できる体制を一体型としております。つまり、一体型では、放課後子供教室を開催している教室に、放課後児童クラブの児童が出向き、プログラムに参加した後、放課後児童クラブ室に戻る体制を整備することを目指しているものです。</p> <p>本市といたしましても、上記のような体制を整備することを目指し、平成 27 年度中に放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の研究・検討を行い、平成 31 年</p>

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え）
		<p>度までには、すべての小学校において、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を実施してまいりたいと考えております。</p>
3	<p>117 人まで大丈夫とのことですが、実際にその人数になった状態で、それほどの子どもが 1 クラブで全員が生活出来るのか不安であるし、ロッカーや下駄箱も確保しなければ可哀想である。また、その棚などを置くスペースが必要になってくる。その分、子どもの遊べるスペースや体調を崩してしまったときの休める場が減ってしまうと思う。専用施設があれば良いと思う。</p>	<p>本市といたしましては、各クラブにおける利用児童数が多くなった場合、各小学校の余裕教室等を借用するなどし、適宜対応してまいりたいと考えております。また、御意見いただきました内容等も考慮する中で、入所児童がより良い環境の中で、安心・安全に過ごすことができるように努めてまいります。</p> <p>なお、御意見いただきました放課後児童クラブ（相生小学校内）につきましては、2 クラブ（3 教室分）の確保方策（利用定員：117 名）を記載しております。</p> <p>大規模クラブにおける専用施設の建設につきましては、各クラブにおける今後の入所児童数の推移や財政状況などを総合的に考慮し、判断してまいりたいと考えております。</p>

P-126 から P-132 まで掲載している「3 障害児施策の充実等」に関する意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え）
1	<p>私には現在、障害を持った子どもがいる。再来年に就学を控えているが、就学先として桐生市立特別支援学校を考えている。居住地区の小学校の特別支援学級への就学という選択肢もあるのだが、児童数の少ない特別支</p>	<p>本市といたしましては、障害を抱えているお子さんが安心・安全に通学できるよう、また、保護者の方が、お子さんが特別支援学校に入学することで就労できなくなることはないよう取り組んでまいりた</p>

援学級で、生活の大半を限られた人間関係の中で過ごすより、より多くの子どもや先生と生活できる特別支援学校の方が、子どもの成長には良いのではないかと考えている。

また、毎月1回「つばさクラブ」に参加しており、先生や子どもの温かい雰囲気を感じることができ、特別支援学校へ就学させたいという思いが強くなった。ただ、特別支援学校に就学するにあたり、問題となるのが通学である。特別支援学校では、スクールバスでの通学が基本であるので、居住地区からの最寄りのバス停が桐生駅ということで、親の送迎が必要になる。もう少し成長すれば、桐生駅までおりひめバスで行くということも考えられるが、約1年後に子どもが一人でバスに乗ることができるようになるまで成長するとは現時点では考えにくい状況である。また、8時30分のバスの出発に合わせて、特別支援学校まで送り届けることも可能ということだが、その時間では私も妻も現在の職場での就業に間に合わない（桐生駅への送迎についても同じことが問題になる）。私には、障害を持った子どもを含め、4人の子どもがおり、これから先、この子達の進学等を考えると、妻も私も仕事を辞めるわけにはいかない。この問題は私たちだけでなく、特別支援学校への就学を考えている保護者の多くが共通して抱えている悩みである。そこで、特別な支援を必要としている子どもを持つ保護者が仕事を辞めたり、不本意な転職をしたりすることなく、子どもを特別支援学校へ就学させることのできる施策を考えていただ

いと考えております。

なお、特別支援学校のスクールバスにつきましては、就学しているお子さんの居住地区や保護者の実情を勘案しながら、保護者の御理解と御協力を得るなかで運行しております。経路や停留場所の変更等につきましては、運行時間の制約がありますが、可能な範囲で検討したいと考えておりますので御相談いただきたいと思います。

	<p>きたい。例えば、スクールバスの運行を居住地の近く（徒歩でいける場所）まで広げてもらうことや朝の時間帯だけ非常勤の方を雇っていただき、職員の勤務をフレックスにするなどして、朝8時から子どもが登校できるようなシステムを作っていただくように、検討してもらいたい。</p>	
--	---	--

桐生市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 2 月発行

平成 28 年 11 月一部計画変更

平成 29 年 11 月一部計画変更

発 行 桐生市

編 集 桐生市 保健福祉部 子育て支援課

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1

TEL 0277-46-1111 (代表)

市ホームページ <http://www.city.kiryu.gunma.jp/>
